

第2期  
大阪府食の安全安心推進計画（素案）  
平成25年度～平成29年度

平成25年4月

大阪府

## 目次

第1章	食の安全安心に関する現状と課題	1
1	食にまつわる主な出来事	2
2	食の安全安心に関する府民意識	3
3	前計画の主な取組成果	4
4	今後の課題	7
第2章	推進計画改定の基本的な考え方	9
1	条例の目的及び理念	10
2	計画改定の趣旨	11
3	計画の基本的事項	12
第3章	食の安全安心の確保に関する施策	17
1	生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保	18
	(1) 監視指導の体制	20
	(2) 食品等の試験検査	24
	(3) 表示の適正化の推進	29
2	健康被害の未然防止や拡大防止に関する施策の充実	32
	(1) 情報の収集及び調査研究	32
	(2) 自主回収報告制度	34
	(3) 緊急時に迅速に対応できる体制の確保	35
	(4) 健康被害の拡大防止のための情報の公表	37
3	情報の提供の促進	38
	(1) リスクコミュニケーションの促進	38
	(2) 正しく分かりやすい情報の提供	40
	(3) 知識の普及啓発等	42
4	事業者の自主的な取組促進	45
	(1) 事業者への技術的支援	45
	(2) 事業者の自主衛生管理の推進	47
第4章	各施策の取組体制	49
1	関係部局との連携	50
2	国や地方自治体との連携	50
3	人材の育成	52
第5章	資料等	53
1	大阪府食の安全安心推進条例	56
2	食の安全安心に関するアンケート実施結果概要について	58
3	食に関する危機管理関係マニュアル一覧	59
4	用語説明	62

---

## 第1章 食の安全安心に関する現状と課題 【現状と課題】

---

## 第2章 推進計画改定の基本的な考え方 【基本理念】

---

## 第3章 食の安全安心の確保に関する施策 【基本施策】

---

1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保 （生産から消費）

---

2 健康被害の未然防止や拡大防止に関する施策の充実 （健康被害防止）

---

3 情報の提供の促進 （情報の提供）

---

4 事業者の自主的な取組促進 （事業者支援）

---

## 第4章 各施策の取組体制 【取組体制】

---

## 第5章 資料等 【付属資料】

---

1  
現状と課題

2  
基本理念

3  
基本施策

1  
生産から消費

2  
健康被害防止

3  
情報の提供

4  
事業者支援

4  
取組体制

5  
付属資料



# 第1章 食の安全安心に関する現状と課題

- 1 食にまつわる主な出来事
- 2 食の安全安心に関する府民意識
- 3 前計画の主な取組成果
- 4 今後の課題

## 1 食にまつわる主な出来事

これまで、食の安全安心を揺るがす事件や事故が起きるたびに、法改正や省庁の再編など、再発防止及び未然防止のための対策が行われてきました。

特に、平成 15 年には、BSE\*問題を契機に『食品安全基本法\*』が施行され、「リスク分析」という考え方が導入されるなど、食品安全行政のあり方が大きく変化しました。

また、平成 21 年には、中国産冷凍餃子問題等を背景に、縦割りの行政を見直すため、消費者庁が発足し、消費者の立場に立った仕組みづくりを推進するため、行政組織が再編されました。

さらに、平成 23 年には、東日本大震災による原子力発電所事故により、食の安全安心を揺るがす食品への放射性物質汚染問題が起こっています。また、これまでも問題視されていた生食肉による腸管出血性大腸菌食中毒の死亡事件が発生したことにより、生食肉の規格基準が設定されました。今日までふりかえると下記に示すとおり、数々の食にまつわる出来事がありました。

年表) 食にまつわる主な出来事

年月	内容
平成 13 年 9 月	国内で BSE が発生
12 月	中国産冷凍野菜の残留農薬基準超過
平成 14 年 2 月	大手食品メーカーの牛肉偽装、その他産地偽装事件
平成 15 年 7 月	食品安全基本法施行
平成 16 年 1 月	国内で高病原性鳥インフルエンザの発生
平成 18 年 5 月	残留農薬のポジティブリスト制度が施行
平成 19 年 1 月	洋菓子工場での期限切れ原材料の使用問題
4 月	大阪府食の安全安心推進条例施行
6 月	牛肉コロッケ偽装事件
平成 20 年 1 月	中国産冷凍餃子による有機リン中毒事案が発生
3 月	大阪府食の安全安心推進計画の策定
9 月	非食用米穀の不正流通
9 月	加工食品へのメラミン混入
平成 21 年 5 月	JAS 法*の改正（産地偽装に対する直罰化）
9 月	消費者庁の発足
11 月～3 月	国内 9 県で高病原性鳥インフルエンザの発生
平成 22 年 4 月	口蹄疫の発生
平成 23 年 3 月	東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散
4 月	焼肉チェーン店での O111 食中毒事件の発生
7 月	米トレーサビリティ法の施行
10 月	生食用食肉の規格基準設定
平成 24 年 7 月	牛肝臓の規格基準設定

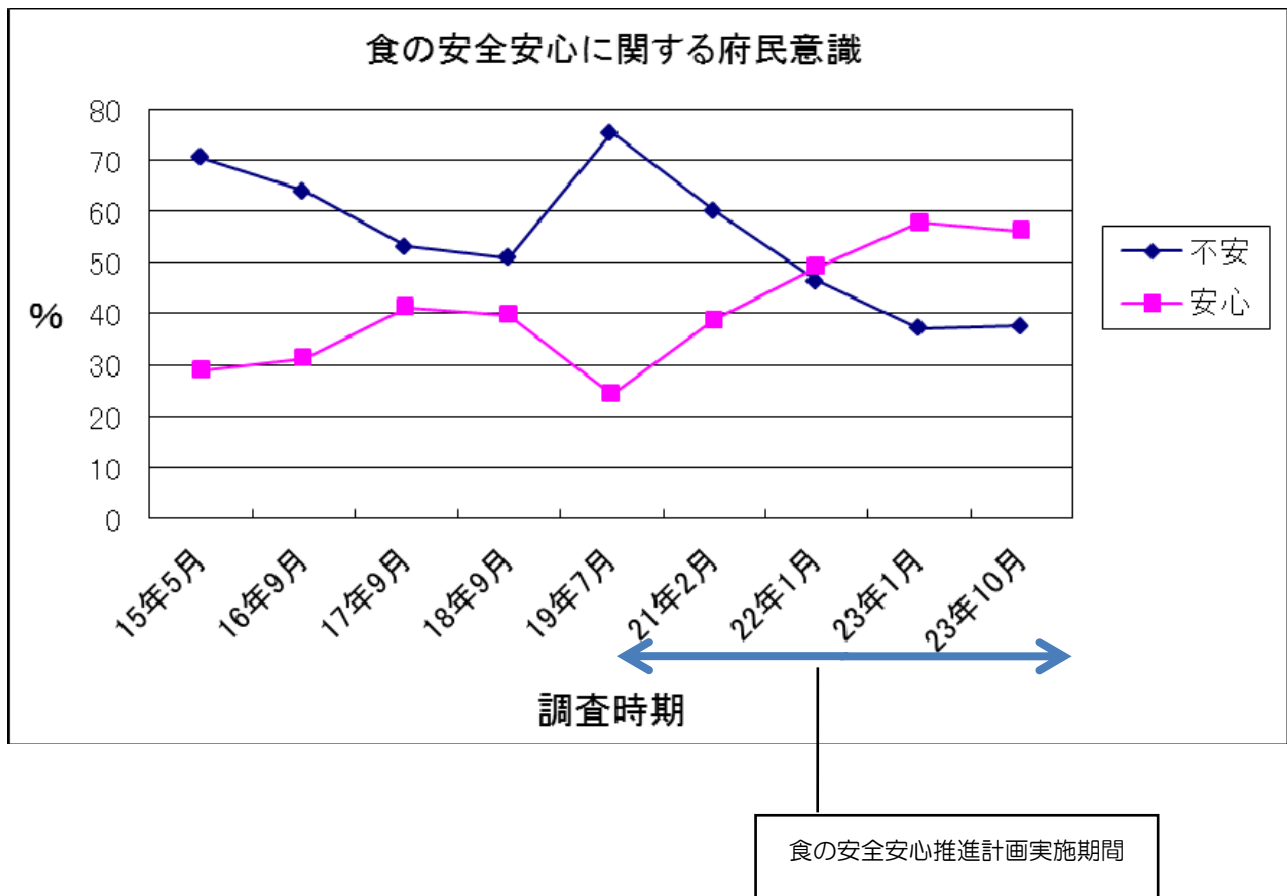
## 2 食の安全安心に関する府民意識

大阪府では、平成 15 年から開始した府民アンケートの中で、流通する食品に対して、「安全安心だと思いますか?」という問いを継続して行い、食の安全安心に関する府民意識の推移を調査してきました。

その調査結果と食にまつわる主な出来事を見比べると、平成 19 年に発覚した洋菓子工場での期限切れ原材料使用問題や、牛肉コロッケ偽装問題など、相次ぐ食品偽装問題が影響し、平成 19 年 7 月の調査では、「不安」の割合が「安心」を大きく超えました。

また、平成 22 年 1 月に実施したアンケートでは、調査を開始して以来、初めて「安心」の割合が「不安」の割合を超え、平成 23 年 10 月に実施したアンケートでは、「安全安心だと思う」「おおむね安全安心だと思う」と答えた人は 56.2%で、「不安」に感じている府民は 37.5%であり、「安心」の割合が「不安」の割合を大きく超えています。

しかしながら、府民の約 4 割が食に対して何らかの不安を感じている現状では、府民の食に対する不安が払拭されたとは言えない状況です。



### 3 前計画の主な取組成果

前計画に基づく5カ年の主な取組成果をまとめると以下のようになります。なお、前計画で掲げた数値目標の達成状況は、表1〈目標指標の達成状況〉のとおりです。

#### 1. 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保

##### 1) 生産段階での取組

###### ◆ 貝毒の監視

大阪湾沿岸に生息する二枚貝等の毒化に対して、貝毒の原因となる有害プランクトンの定点調査を年間通して実施し、状況に応じて貝毒検査を実施しました。

また、潮干狩りシーズン中の3月～6月にはアサリの貝毒検査を毎月実施し、アサリの安全対策を図りました。

二枚貝の貝毒発生状況をみると、ほぼ毎年のように規制値を超える毒化がみられることから、引き続き貝毒の原因となる有害プランクトンの調査及び二枚貝の貝毒検査を実施し、さらに定期的なアサリの貝毒モニタリング検査を継続して実施していく必要があります。

(5年間の大阪湾沿岸の二枚貝の貝毒発生状況)

	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年
貝毒発生状況	規制値超過	規制値以下	規制値超過	規制値超過	規制値以下

##### 2) 製造・加工・販売段階

###### ◆ 大阪府食品衛生監視指導計画に基づく監視指導、食品等の試験検査

大阪府食品衛生監視指導計画に基づき、保健所等の食品衛生監視員により計画的に食品関連施設への監視指導や収去検査を実施しました。

また、食品の放射性物質汚染問題に対する出荷制限が指示された食品の販売状況の緊急監視や流通食品の検査、ユッケ等の生食肉の取扱状況の緊急監視など、食品衛生に係る問題が発生した場合には、必要に応じて緊急特別監視や検査を実施しました。

流通段階において違反食品を排除するためには、計画的な監視指導や食品等の試験検査を継続して実施していく必要があります。

監視指導施設数 (H23年度)

33,188件 (うち行政措置件数 112件)

収去検査件数 (H23年度)

4,395件 (うち違反件数 4件)

#### 2. 健康被害の未然防止や拡大防止に関する体制の整備

##### 1) リスクコミュニケーションの促進

###### ◆ シンポジウム、セミナー等によるリスクコミュニケーションの実施

府民の関心の高いテーマをもとにシンポジウムを実施し、府民、食品関連事業者、行政関係者の意見交換を行いました。また、サイエンスカフェ形式や小学生向けの体験型の食の安全教室など、様々な形式によりリスクコミュニケーションを実施しました。



効果的なリスクコミュニケーションにより、府民の様々な疑問や不安に応えるため、テーマや対象者を考慮していく必要があります。

リスクコミュニケーションの実施回数

6回（H20年度） ⇒ 9回（H23年度）

## 2) 健康被害の拡大防止のための情報の公表

大阪府食の安全安心推進条例第19条に基づき設置した「大阪府食の安全推進対策専門委員会」において、「中国における牛乳へのメラミン混入事案」について、専門委員会のご意見及び内閣府食品安全委員会の情報を基に、「メラミンに関するQ&A」を作成しました。また、迅速かつ適切な情報提供ができるよう事例検討を実施しました。

## 3. 情報の収集及び提供

### 1) 正しくわかりやすい情報の収集及び提供

#### ◆ 大阪府ホームページ及びメールマガジンによる情報提供

平成21年度より、緊急情報などを速やかに情報発信するための新たなツールとして、パソコンや携帯電話による「大阪府食の安全安心メールマガジン」の配信を開始しました。メールマガジンの登録者数は、一時は5,000名を超えていましたが、登録機器の変更や配信停止依頼などによって、平成24年7月現在には、4,350名となっています。今後も継続して登録者を増やすとともに、充実した情報を配信していく必要があります。

メールマガジン登録者数

平成21年4月配信開始 ⇒ 4,350名（平成24年7月現在）

### 2) 事業者の取組の支援

#### ◆ 大阪版食の安全安心認証制度

大阪版食の安全安心認証制度を創設し、平成21年4月から運用を開始しました。平成22年2月には、「食品を販売する営業」の認証基準を設定し、制度の対象となる業種を「飲食店及び喫茶店営業」、「食品を製造する営業」、「食品を販売する営業」の3業種としました。食品の安全性確保のためには、制度の普及により、食品関連事業者の自主衛生管理の取組を促進していく必要があります。

認証施設数

平成21年4月制度開始 ⇒ 90件（平成24年7月現在）

表1 &lt;目標指標の達成状況&gt;

施策内容	平成19年度	平成23年度	平成24年度	備考
目標指標	実績	実績	目標 (最終目標)	
1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保				
食品関係営業施設の監視指導 (監視指導施設数：件)	35,000	33,000	35,000	件数には大阪市、堺市、高槻市、東大阪市は含まれていません。なお、平成24年4月から豊中市が中核市へ移行しました。
流通食品等の収去検査 (収去検査件数：件)	4,200	4,600	4,200	件数には大阪市、堺市、高槻市、東大阪市は含まれていません。なお、平成24年4月から豊中市が中核市へ移行しました。
BSE対策事業 (BSE検査)	全頭	全頭	全頭	件数には大阪市、堺市、高槻市、東大阪市は含まれていません。なお、平成24年4月から豊中市が中核市へ移行しました。
健康食品関係施設への合同監視指導	1回/年	1回/年	1回/年	
巡回点検店舗における表示状況(JAS法) (概ね正しく表示されている店舗)	67%	77.5%	80%	
2 健康被害の未然防止や拡大防止に関する体制の整備				
リスクコミュニケーションの実施回数 (セミナー・シンポジウム等)	3	9	10	
食中毒及び健康被害に繋がるおそれのある食品苦情の発生件数	1,500	1,350	1,300	
大阪府立公衆衛生研究所における残留農薬検査項目数	132	153	200	
大阪府環境農林水産総合研究所における研究成果の普及、技術支援のためのセミナー、講演会等の開催(技術セミナー、講演会の開催件数：件)(主な話題が食の安全・安心以外のセミナー等も含む)	33	36	40	
3 情報の収集及び提供				
食品衛生講習会等の実施 (講習会参加人数)	19,000	16,000	20,000	
公衛研ニュースの発行年間回数	3	3	4	
メールマガジン「かわら版@iph」読者数	600	1,000	970	
公開セミナーの開催	1回/年 150名	1回/年 130名	2回/年 300名	
大阪工コ農産物認証制度の推進(面積：ha)	328	487	410 (22年度)	
食品衛生関係優良施設(表彰者数)の表彰	471	377	500	H22,23年度は保健所長表彰を計上しています。

## 4 今後の課題

これまで、前述のとおり前計画に基づいて施策を進めてきましたが、食の安全安心を揺るがす事件や事故の発生もあり、府民の食に対する不安は、いまだに払拭されたとはいえません。

まず、食の安全性を確保していくためには、いかに食品関連事業者の自主衛生管理の取組を促進していくかという点が課題と言えます。

また、食の「安全」と「安心」は一体的なものですが、食の安全性の確保を食に対する安心感につなげていくためには、府民に食の安全性確保の取組を知っていただくことも重要です。

さらに、原発事故などの突発的な事件や事故が発生した場合には、迅速に対応できる体制を確保していく必要があります。

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

## 第2章 推進計画改定の基本的な考え方

- 1 条例の目的及び理念
- 2 計画改定の趣旨
- 3 計画の基本的事項

## 1 条例の目的及び理念

平成19年4月1日に施行した大阪府食の安全安心推進条例（以下「条例」という。）は、食の安全安心の確保に関し、次のことを目的として策定しました。

- (1) 基本理念を定め、大阪府及び食品関連事業者の責務並びに府民の役割を明らかにする。
- (2) 府の施策の基本となる事項を定めて、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進する。
- (3) 食品による健康被害の拡大を防止し、現在及び将来の府民の健康の保護を図る。

また、食の安全安心の確保に関し、その基本理念として、次の4点を掲げています。

- (1) 府民の健康の保護が最も重要であるという認識の下で、必要な措置を講じる。
- (2) 食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、府民の健康への悪影響を未然に防止する観点から科学的知見に基づき、必要な措置を講じる。
- (3) 食品等及び生産資材の安全性に関する府、食品関連事業者、府民、有識者等の相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション※）を促進する。
- (4) 府民、食品関連事業者及び府の相互理解と協力の下に行う。

## 2 計画改定の趣旨

府では、条例に基づき、府における食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成 20 年 3 月に 5 力年計画として「大阪府食の安全安心推進計画」を策定し、施策を推進してきました。

府民意識調査では「安心」が「不安」を上回っているものの、平成 23 年には、原子力発電所事故による食品中の放射性物質汚染や生食肉による食中毒事故など、食の安全安心を揺るがす事案が相次いで発生したこともあり、新たな課題も発生しています。

このような状況を踏まえ、前計画に基づき取り組んできた施策の成果や、食を取り巻く現状と課題を整理し、さらに食の安全安心確保に向けて着実に対策を講じるため、「第 2 期 大阪府食の安全安心推進計画」を策定することとしました。

第 2 期計画の策定にあたっては、次のとおり計画のあり方を明確にし、食品関連事業者、府民の協力体制のもとに、府が食の安全安心の確保に関する施策を確実に実施していくこととしました。

府は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、取り組むべき施策を四つに大別し、関係部局が連携して行う取組を明確にしました。

また、食品関連事業者の責務及び府民の役割として、府が実施する施策に協力していただく内容を明確にしました。

### 府の施策

- 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保
- 2 健康被害の未然防止や拡大防止に関する施策の充実
- 3 情報の提供の促進
- 4 事業者の自主的な取組促進

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

### 3 計画の基本的事項

#### (1) 計画の位置づけ

この計画は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、平成 19 年 4 月に施行された条例第 8 条の規定に基づき、「大阪府食の安全安心推進協議会」の意見を聴いて策定するものです。

#### (2) 計画期間

平成 25 年 4 月から平成 29 年 3 月までの 5 力年計画とします。

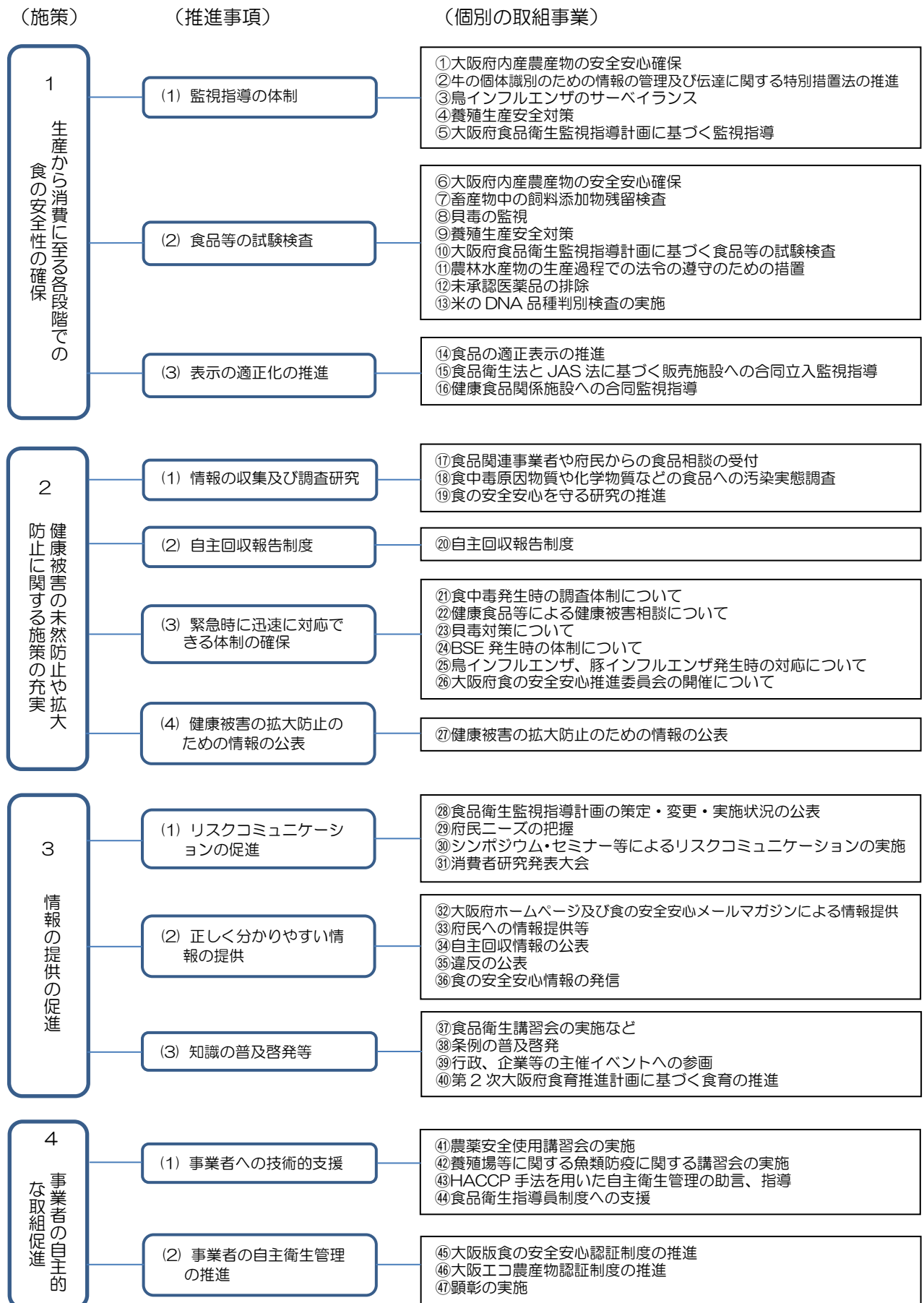
#### (3) 推進計画の変更及び進捗状況の検証及び公表

計画は平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 力年計画としていますが、必要に応じて随時見直し、計画に変更が生じた場合には本計画同様公表をします。

さらに、府、食品関連事業者及び府民が、食の安全安心の確保の取組について現状を把握して、課題等を共有することによって、その後の取組につなげるため、大阪府食の安全安心推進協議会に計画の進捗状況を報告し、実施状況の検証を行います。これらの状況についても、毎年度、公表します。



## (4) 食の安全安心の確保に関する施策（第3章）の体系図



1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

## (5) 計画の見方

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料



事業者の取組むべき  
主な内容です。

事業者の取組ポイント

- **農業管理指導士<sup>※</sup>の設置及び、指導体制の整備**  
農薬を安全に使用できるよう、府が認定する農業管理指導士による指導体制を確立しましょう。
- **農薬の散布時の飛散防止**  
ドリフト<sup>※</sup>による適用外農作物への農薬の飛散を防ぐために、農薬散布時には、風向きに注意しましょう。また、場合によっては粒剤など、飛散の少ない農薬を活用しましょう。
- **動物用医薬品等の適正使用**  
動物用医薬品や水産用医薬品は適正に使用しなければ、畜水産物中に残留し、食べた方の健康をそこなうおそれがありますので、使用方法を遵守して適切に使いましょう。
- **生産履歴の記録（農薬の防除日誌、動物用医薬品の投薬記録）**  
農薬や動物用医薬品などが適正に使用されたことがわかるよう記録を作成し、保存しましょう。
- **GAP手法<sup>※</sup>の導入による農産物の安全性の向上**  
GAP手法の導入により、農業経営の改善や効率化を図りましょう。
- **飼養衛生管理基準<sup>※</sup>の遵守による家畜伝染病の予防**  
家畜の伝染性疫病のまん延防止のため、家畜に伝染性疫病の疑い症状が出た際には、最寄りの家畜保健衛生所へ届け出ましょう。
- **牛個体識別番号等の届出**  
牛トレーサビリティ法に基づき、牛の出生時や譲渡し等の際には、個体識別番号等を独立行政法人家畜改良センター<sup>※</sup>へ適切に速やかに届け出ましょう。

府民が取組める内容を  
記載しています。

府民の取組ポイント

- 生産段階での府による監視指導や、事業者による生産管理等の農の安全性確保の取組を理解し、安心につなげましょう。

府の主な事業の達成度  
を表す指標です。

事業目標

施策内容 (目標指標)	24年度 現状	29年度 目標
鳥インフルエンザのサーベイランス (府内養鶏農家の検査数)	1回以上/施設	1回以上/施設

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

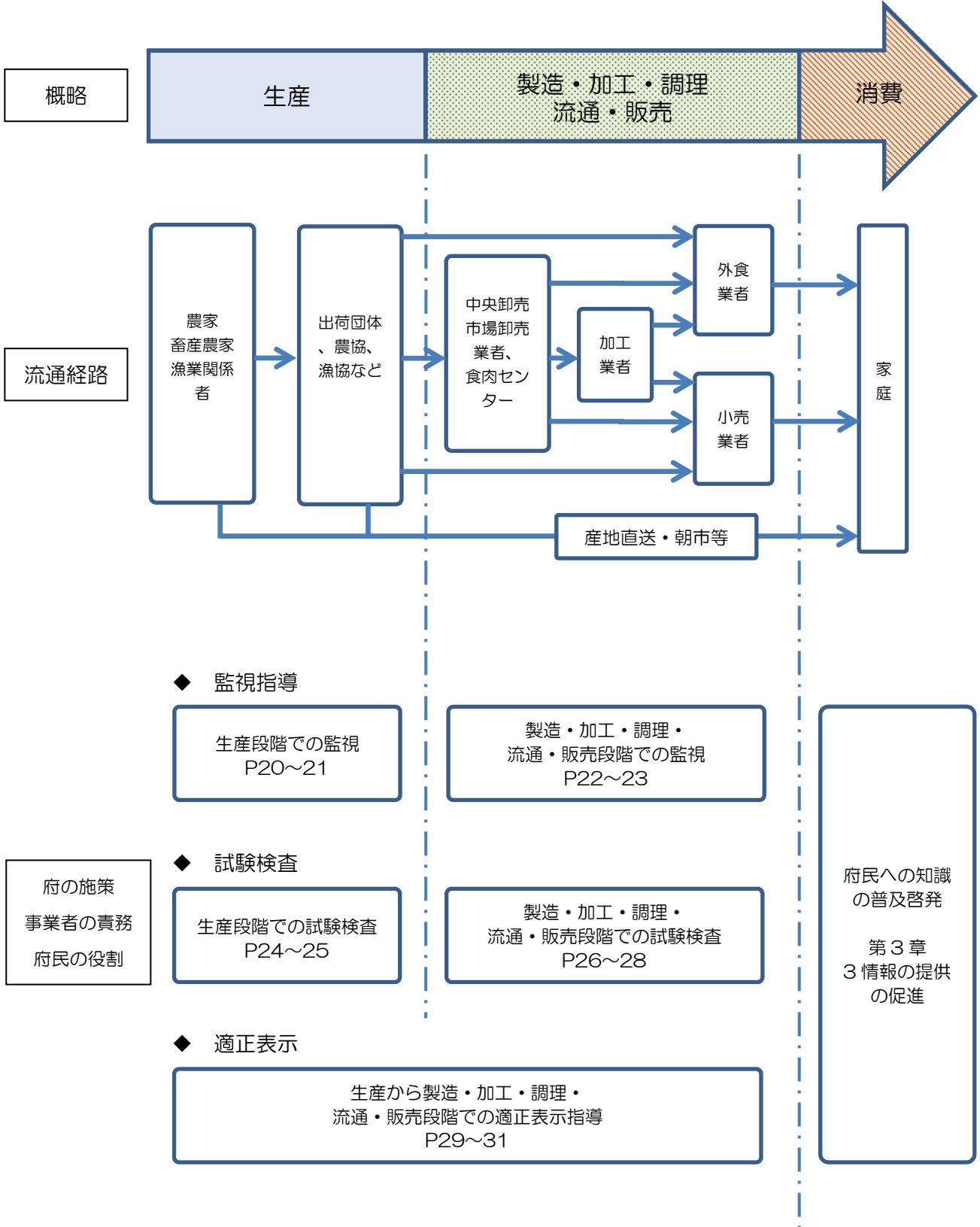
5 付属資料

## 第3章 食の安全安心の確保に関する施策

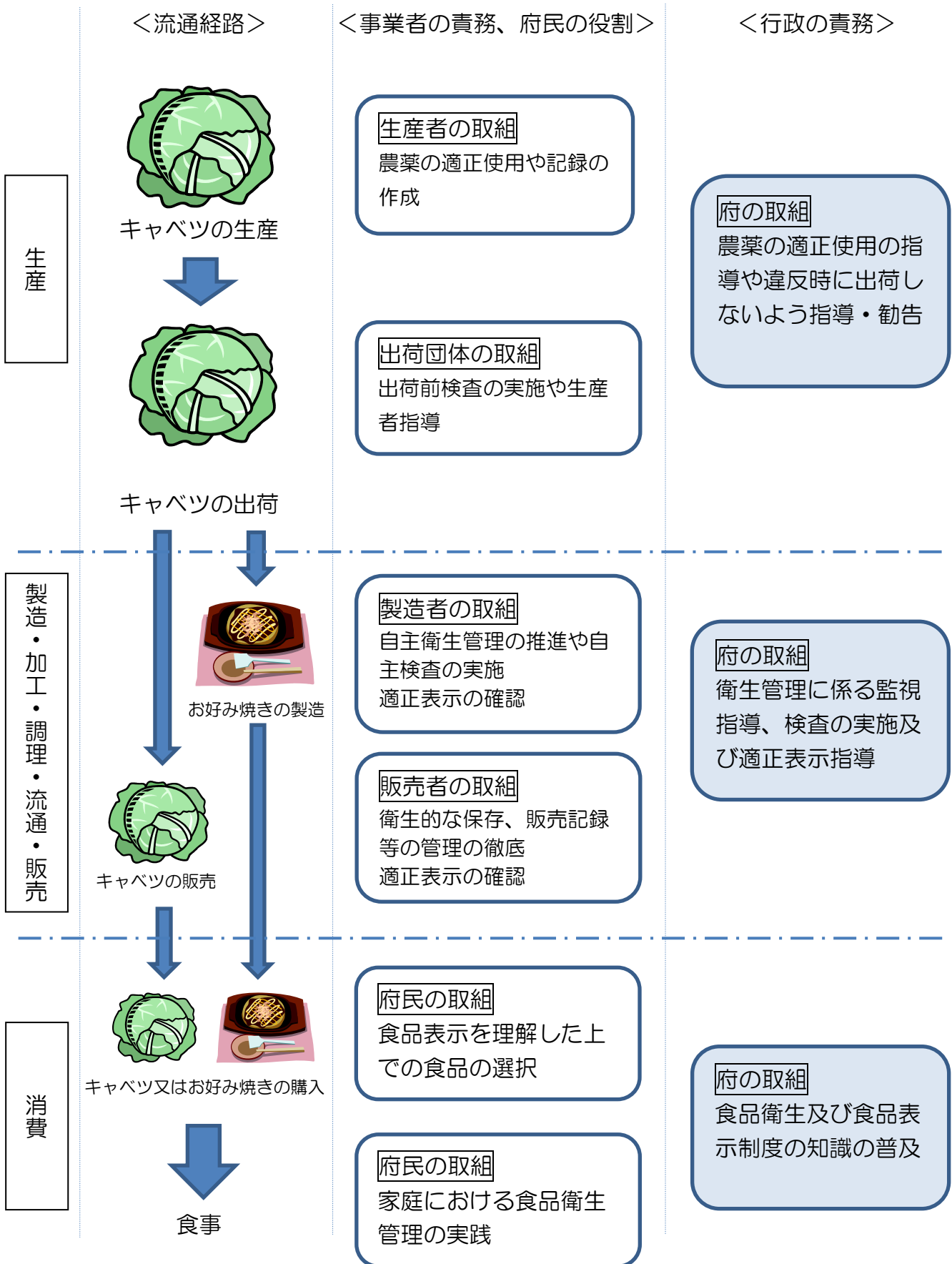
- 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保
  - (1) 監視指導の体制
  - (2) 食品等の試験検査
  - (3) 表示の適正化の推進
- 2 健康被害の未然防止や拡大防止に関する施策の充実
  - (1) 情報の収集及び調査研究
  - (2) 自主回収報告制度
  - (3) 緊急時に迅速に対応できる体制の確保
  - (4) 健康被害の拡大防止のための情報の公表
- 3 情報の提供の促進
  - (1) リスクコミュニケーションの促進
  - (2) 正しく分かりやすい情報の提供
  - (3) 知識の普及啓発等
- 4 事業者の自主的な取組促進
  - (1) 事業者への技術的支援
  - (2) 事業者の自主衛生管理の推進

# 第3章 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保

## 生産から消費に至る各段階での取組の体系



取組例（農産物の例）



- 1 現状と課題
- 2 基本理念
- 3 基本施策
  - 1 生産から消費
  - 2 健康被害防止
  - 3 情報の提供
  - 4 事業者支援
- 4 取組体制
  - 4 取組体制
  - 5 付属資料

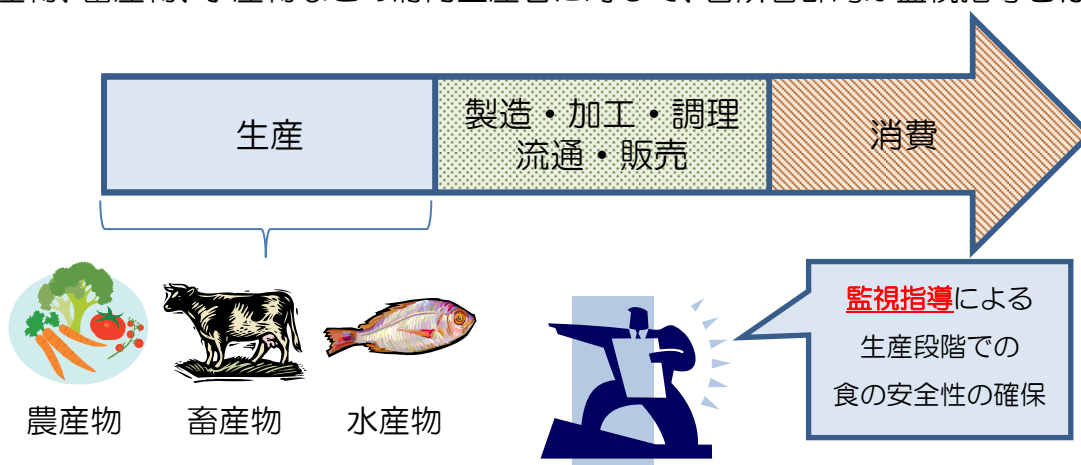
## 第3章 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保

### (1) 監視指導の体制

食の安全安心の確保は第一義的には食品関連事業者の責務ですが、その食品関連事業者の取組を確実なものとするため、府は、生産から消費に至るまでの一貫した監視、指導等を関係法令に基づき行います。

#### ☆取組のポイント（生産段階での施策）

農産物、畜産物、水産物などの府内生産者に対して、各所管部局が監視指導を行います。



#### 府の取組ポイント

##### ① 大阪府内産農産物の安全安心確保（農政室）

「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、生産者等が農薬の誤使用により食品衛生法に違反する疑いがある場合は、残留農薬を検査するなど、安全性が確認されない限り、出荷しないよう指導するとともに、府の職員が立入検査等を実施します。府は安全性に問題がある農産物を出荷・販売しないよう必要に応じて勧告を行います。

##### ② 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「牛トレーサビリティ法<sup>\*</sup>」という）の推進（動物愛護畜産課）

府内牛飼養農家に対して、個体識別耳標の装着及び個体情報の届出を指導します。

##### ③ 鳥インフルエンザのサーベイランス<sup>\*</sup>（動物愛護畜産課）

家畜保健衛生所は府内養鶏農家の鶏を対象に定期的な臨床検査とウイルス検査を実施します。

##### ④ 養殖生産安全対策（水産課）

養殖魚介類の感染性疾患のまん延防止のため、養殖場等に対し、魚類防疫に関する講習や指導・監視等を行います。



## 事業者の取組ポイント

- 農薬管理指導士\*の設置及び、指導体制の整備  
農薬を安全に使用できるよう、府が認定する農薬管理指導士による指導体制を確立しましょう。
- 農薬の散布時の飛散防止  
農薬の飛散（ドリフト）による適用外農産物への農薬の飛散を防ぐために、農薬散布時には、風向きに注意しましょう。また、場合によっては粒剤など、飛散の少ない農薬を活用しましょう。
- 動物用医薬品等の適正使用  
動物用医薬品や水産用医薬品は適正に使用しなければ、畜水産物中に残留し、食べた方の健康をそこなうおそれがありますので、使用方法を遵守して適切に使いましょう。
- 生産履歴の記帳（農薬の防除日誌、動物用医薬品の投薬記録）  
農薬や動物用医薬品などが適正に使用されたことがわかるよう記録を作成し、保存しましょう。
- GAP 手法\*の導入による農産物の安全性の向上  
GAP 手法の導入により、農業経営の改善や効率化を図りましょう。
- 飼養衛生管理基準\*の遵守による家畜伝染病の予防  
家畜の伝染性疾病のまん延防止のため、家畜に伝染性疾病の疑い症状が出た際には、最寄りの家畜保健衛生所へ届け出ましょう。
- 牛個体識別番号等の届出  
牛トレーサビリティ法に基づき、牛の出生時や譲渡し等の際には、個体識別番号等を独立行政法人家畜改良センター\*へ適切に速やかに届け出ましょう。

## 府民の取組ポイント

- 生産段階での府による監視指導や、事業者による生産管理等の食の安全性確保の取組を知り、安心につなげましょう。

## 事業目標

施策内容 (目標指標)	24 年度 現状	29 年度 目標
鳥インフルエンザのサーベイランス (府内養鶏農家の検査数)	1 回以上/施設	1 回以上/施設

## ☆取組のポイント（製造・加工・調理・流通・販売段階での施策）

食品の製造・加工業者をはじめ、食品の保管や運搬を担う流通業者、販売業者などに対して、監視指導を行います。



### 府の取組ポイント

#### ⑤ 大阪府食品衛生監視指導計画に基づく監視指導（食の安全推進課・保健所・食品衛生検査所・食肉衛生検査所）

大阪府食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生関係施設における食品の衛生的な取扱い及び施設の衛生管理について監視指導を行います。

また、状況に応じて次のとおり該当施設への監視指導を行います。

##### （ア）重点監視の実施

事故が発生した場合に重篤な影響を及ぼす可能性のある施設等に対して、重点的に監視指導を行います。

##### （イ）緊急特別監視の実施

特定の違反事例が頻発するなど、食品衛生に係る問題が発生し、かつ、全国一斉に同一の事項を対象とした監視指導の実施が必要な場合は、随時、厚生労働省が示す方針を踏まえて、監視指導を行います。

##### （ウ）府民からの食品苦情・相談に対する監視指導の実施

府民から寄せられた食品等への異物混入やカビの発生等の苦情・相談に対しては、原因の究明のため迅速かつ的確に調査を実施し、当該事業者に対しては、苦情発生原因の改善を指導し、再発防止に努めます。

##### （エ）内部通報、匿名情報等に係る監視指導の実施

通報のあった情報については、他部局に係る場合は、速やかに幅広く関係機関に情報を伝達するとともに、食品衛生法上の問題の有無について十分に精査し、直ちに通報内容に即した施設等への立入、食品等の検査及び記録・帳簿等の確認を行います。

## 事業者の取組ポイント

- 原材料の仕入れ、製造、加工等の記録の作成、保存  
食品事故が起きた際の原因究明や、回収製品の特定など、製品のトレーサビリティ\*のために、製造等に係る記録を作成し、保存しておきましょう。
- 原材料の品質や産地などの確認  
原材料の安全性の確認や製品の表示を適正に行うために、原材料の品質や産地をしっかりと確認しましょう。
- 原材料や製品の適正な保管管理  
食品は決められた方法により保存することが大切です。冷蔵庫や陳列ケースなどの温度を確認し、記録をつける習慣をつけましょう。
- 食品衛生指導員制度\*を活用した自主衛生管理の促進  
食品関連事業者団体における自主衛生管理の推進活動の一つとして、食品衛生指導員制度があります。この制度を活用し、食品関連事業者自らが地域の食品衛生の向上を図りましょう。
- 府が行う監視指導や検査への協力  
保健所等の立入調査や検査に協力して、指導事項を衛生管理に役立てましょう。

## 府民の取組ポイント

- 製造から販売に至る各段階での府による監視指導や、食品関連事業者による食品の品質や衛生管理の取組を知り、安心につなげましょう。

## 事業目標

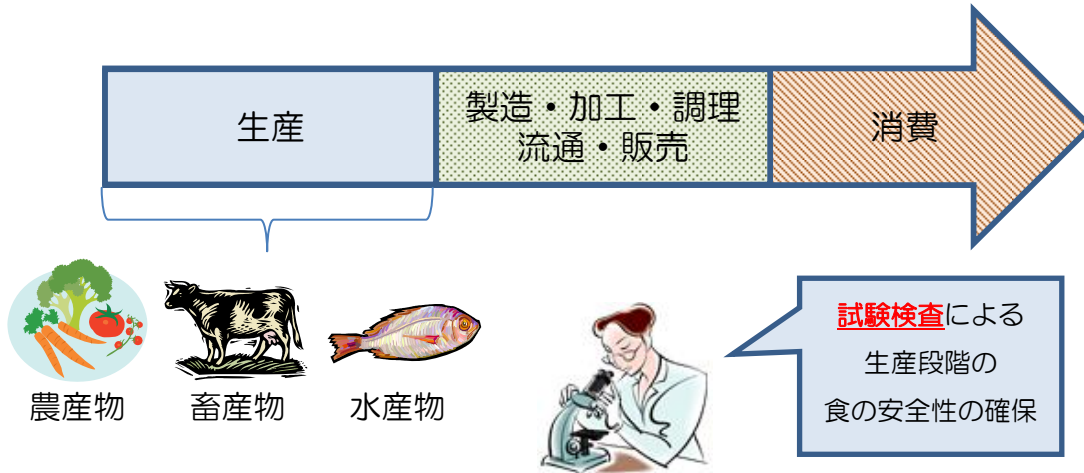
施策内容 (目標指標)	23年度 現状	29年度 目標
食品関係営業施設の監視指導 (監視指導計画の達成率)	95%	100%

## (2) 食品等の試験検査

食の安全性が確保されているかを確認するために、府は、生産から消費に至るまでの各段階で、必要に応じ試験検査を行います。

### ☆取組のポイント（生産段階での施策）

市場流通前の農畜水産物について、試験検査によりその安全性を確保します。



### 府の取組ポイント

#### ⑥ 大阪府内産農産物の安全安心確保（農政室）

農薬の誤使用により、食品衛生法に違反する疑いがある場合は、残留農薬を検査するなど、安全性が確認されない限り出荷等をしないよう指導します。

#### ⑦ 畜産物中の飼料添加物残留検査（動物愛護畜産課）

飼料の適正な使用を図り、安全な畜産物の生産を確保するため、府内畜産農家における畜産物中の飼料添加物残留検査（抽出検査）を実施します。

#### ⑧ 貝毒<sup>\*</sup>の監視（食の安全推進課・水産課・保健所・公衆衛生研究所・地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所）

大阪湾における二枚貝を毒化させる恐れのあるプランクトンの発生状況を監視し、必要に応じて、アサリ、アカガイ、トリガイ、シジミの二枚貝の貝毒検査を実施します。



さらに、「潮干狩り場における貝毒モニタリング検査事業」として、潮干狩りシーズン中の泉南地区潮干狩り場における貝毒検査を3月～6月に毎月実施し、アサリの安全対策と大阪湾におけるアサリの毒化状況データの蓄積を行っていきます。

#### ⑨ 養殖生産安全対策（水産課）

養殖魚に対する水産用医薬品の適正使用指導及び残留医薬品の検査を行います。

## 事業者の取組ポイント

- 農薬や飼料添加物、動物用医薬品などを適正に使用することは重要ですが、検査によりその安全性を確認することも大切です。必要に応じて残留農薬等の自主検査を実施しましょう。

## 府民の取組ポイント

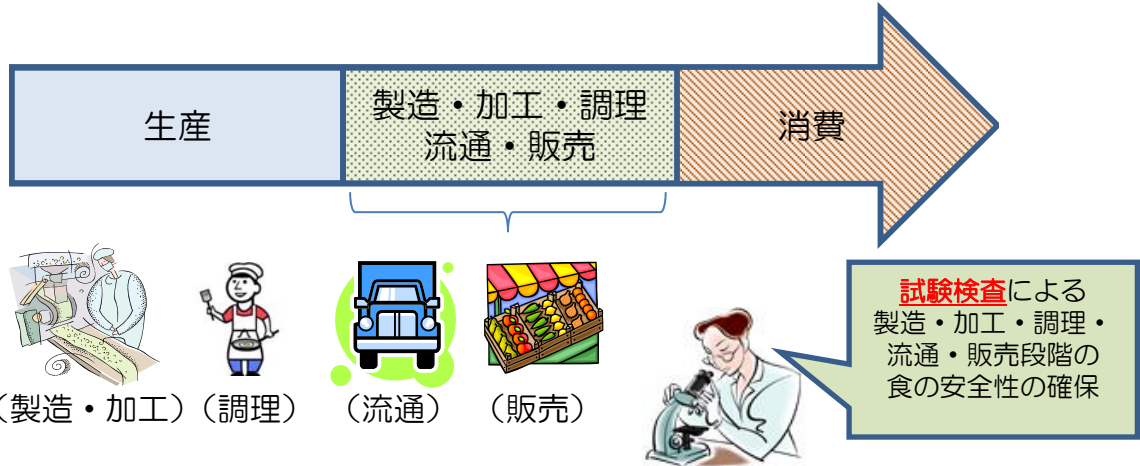
- 府や食品関連事業者による生産段階での検査体制を知り、安心につなげましょう。
- 大阪湾では、よく貝毒の発生がみられます。潮干狩りを行う際には、府による貝毒検査の結果を確認しましょう。

## 事業目標

施策内容 (目標指標)	24年度 現状	29年度 目標
畜産物中の飼料添加物残留検査 (検査の実施数)	府内酪農戸数(生乳) 府内養鶏農家戸数 (鶏卵)	府内酪農戸数(生乳) 府内養鶏農家戸数 (鶏卵)
アサリの貝毒モニタリング検査 (検査実施回数)	5回/3~6月	5回/3~6月
水産用医薬品の残留検査 (実施回数)	20回	20回

## ☆取組のポイント（製造・加工・調理・流通・販売段階での施策）

市場流通している食品について、試験検査によりその安全性を確保します。



### 府の取組ポイント

#### ⑩ 大阪府食品衛生監視指導計画に基づく食品等の試験検査（食の安全推進課・保健所・食品衛生検査所・食肉衛生検査所・公衆衛生検査所）

大阪府食品衛生監視指導計画に基づき、府内で製造された食品及び輸入食品を含む府内に流通する食品等を対象として、放射性物質や残留農薬、添加物、微生物、アレルギー物質\*などの試験検査を行い、不良食品を排除します。

特に、健康被害の可能性や長期的な影響を踏まえ、下記の検査の充実を図ります。

##### （ア）食品中の放射性物質検査

放射性物質に関する検査機器の整備など、検査体制の充実を図り、府内に流通する食品の検査を継続して実施します。

##### （イ）アレルギー物質検査

アレルギー表示の適正化を図るため、輸入食品に対する検査の実施など、検査の充実を図ります。

#### ⑪ 農林水産物の生産過程での法令の遵守のための措置（食の安全推進課）

市場流通している農林水産物が、生産段階で適用される法令（農薬や動物用医薬品の使用基準）に違反していたこと又は違反の疑いが判明した場合、同様の違反を未然に防止するため、条例第22条により生産地を所管する地方公共団体に指導を要請します。

#### ⑫ 未承認医薬品の排除（薬務課）

健康食品の医薬品成分の含有の有無を検査するため、健康食品買上げ検査を実施します。また、健康食品による健康被害を防止するため、府民に対し健康食品の適切な使用の普及啓発を図ります。

#### ⑬ 米のDNA品種判別検査の実施（流通対策室）

消費者向けに販売されている米穀について、DNA分析による品種判別を実施し、食品表示の真正性を調査します。

## 事業者の取組ポイント

- 原材料や製品の規格基準や品質に関する自主検査の実施  
原材料や製品の安全性を確認するため、定期的に細菌検査や理化学検査など、製品の特性に合った自主検査を行いましょう。
- 施設環境の衛生状態に関する自主検査の実施  
安全な食品を製造、販売等するには、施設環境が衛生的であることが重要です。施設設備の清掃や定期点検など、日頃の衛生管理を徹底するとともに、ふき取り検査や落下細菌検査など、定期的な施設の自主検査を行いましょう。

## 府民の取組ポイント

- 製造から販売に至る各段階での府や食品関連事業者の検査体制による食の安全性確保の取組を知り、安心につなげましょう。

## 事業目標

施策内容 (目標指標)	23年度 現状	29年度 目標
流通食品の収去検査※ (監視指導計画の達成率)	99%	100%
未承認医薬品の排除 (健康食品の買上検査件数)	19 検体	20 検体
米の DNA 品種判別検査 (米の検査数)	20 検体	20 検体

※放射性物質、アレルギー物質検査等を含む

# 放射性物質による食品汚染への対策

(国が指定した17都県で生産された農畜水産物の場合)

## <流通経路>

## <事業者の責務、府民の役割>

## <行政の責務>

生産自治体



例) ホウレンソウの生産・出荷(農家)

**生産者の取組**  
生産履歴の管理  
出荷制限の徹底 など

**生産自治体の取組**  
国の検査計画に基づき検査を実施  
出荷制限の要請  
出荷状況の確認 など



ホウレンソウの販売(スーパー)

**販売者の取組**  
出荷制限等の情報の収集  
仕入れ記録や産地表示の管理の徹底  
自主検査の実施 など

**府の取組**  
監視指導計画に基づき流通食品の検査を実施  
出荷制限の情報提供及び監視 など

大阪府



ホウレンソウの購入(府民)

**府民の取組**  
放射性物質に関する情報を正しく理解し、冷静に行動する など

**府の取組**  
食品衛生の知識として、放射性物質に関する正しい情報をわかりやすく提供する など



家庭での食事



### (3) 表示の適正化の推進

食品等の表示は、府民が食品等を選択するうえで直接の目安となります。府は、表示が適切に行われるために、計画的に監視や指導を行うとともに、府民から寄せられた情報等をもとに調査を行い、違反事業者に対しては改善指導を行っていきます。

#### ☆取組のポイント（生産から製造・加工・調理・流通・販売段階での施策）

生産者や食品の製造・加工業者をはじめ、卸売業者や販売業者等に対して、食品衛生法<sup>※</sup>や JAS 法<sup>※</sup>、健康増進法<sup>※</sup>など、各法令に基づく食品表示の適正化を指導啓発します。



(農畜水産物の生産～食品の製造・加工・調理、流通、販売)

#### 府の取組ポイント

##### ⑭ 食品の適正表示の推進（食の安全推進課・保健所・流通対策室・農と緑の総合事務所）

###### (ア) 食品衛生法に基づく表示の適正化

大阪府食品衛生監視指導計画に基づき、アレルギー物質の含有の有無や期限表示、添加物等、食品衛生法に基づく表示基準の遵守を徹底するため、製造者や販売者等への監視指導を行います。

###### (イ) JAS法に基づく品質表示の適正化

JAS法に基づく品質表示の適正化を図るため、府内食品販売店の店頭表示状況のモニターや巡回点検を実施するとともに、食品販売店、量販店等の事業者に対する調査、指導等を実施します。

なお、生産者等の事業者に対する食品の適正表示については、農と緑の総合事務所等と連携し、啓発指導に努めます。

###### (ウ) 米トレーサビリティ法に基づく産地情報の伝達等

米トレーサビリティ法により、取引等の記録の作成・保存及び伝達が義務づけられている米及び米加工品の製造、販売等を行う事業者（生産者含む）に対し、指導等を実施します。

⑮ 食品衛生法と JAS 法に基づく販売施設への合同立入監視指導（食の安全推進課・流通対策室）

食品等の表示が適正に実施されるよう、食品衛生法担当部局と JAS 法担当部局が合同で量販店等に対して食品の表示について、立入指導を行います。

⑯ 健康食品関係施設への合同監視指導（食の安全推進課・薬務課・健康づくり課）

健康食品の製造施設、販売施設に対して関連する食品衛生法、健康増進法及び薬事法主管課が合同で立ち入りし、原材料の確認や表示の点検指導を行います。

**事業者の取組ポイント**

■ 生鮮食品及び加工食品の品質に係る適正表示

JAS 法に基づく適正な食品表示となるよう、生産者から消費者に届くまでのすべての流通段階で、名称や原産地等を確認するとともに正しく伝達しましょう。また、仕入れ段階においても表示内容の確認を行いましょう。

■ 米トレーサビリティ法に基づく産地情報の伝達等

米及び米加工品を扱う事業者は、取引等の記録を作成・保存するとともに産地情報を適正に伝達しましょう。

■ 科学的・合理的な根拠に基づく食品の期限表示の設定

客観的な期限の設定のために、微生物試験、理化学試験、官能試験等を含め、これまで商品の開発・営業等により蓄積した経験や知識等を有効に活用することにより、科学的・合理的な根拠に基づいて期限を設定しましょう。

■ アレルギー表示の徹底及び推進

食品の製造時には、アレルギー物質を含む特定原材料（7 品目）の含有の有無を必ず確認し、適正なアレルギー表示を行いましょう。さらに、できる限り特定原材料に準ずる原材料（18 品目）についても同様に表示を行いましょう。

また、飲食店では提供食品にアレルギー表示義務はありませんが、できる限り特定原材料及び特定原材料に準じる原材料をメニューやポップにより正確に情報提供を行いましょう。

■ 健康や栄養に関する適正な表示の推進

食品の栄養成分等の表示をする場合には、栄養表示基準制度に基づき、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの5項目を表示しましょう。また、著しく事実に相違する表示や著しく人を誤認させるような表示（虚偽・誇大表示）の広告等を禁止しています。消費者庁ホームページを確認し、適正な表示を行いましょう。

（消費者庁HP <http://www.caa.go.jp/foods/index4.html#m05>）

## 府民の取組ポイント

- 食品表示制度に関する知識の習得  
食品表示を正しく理解するために、国や府のホームページ、リーフレットなどで情報を入手し、食品表示制度を学びましょう。
- 食品表示の確認  
食品表示からは、様々な情報を得ることができます。食品を購入する際や家庭等で飲食する際には、表示の内容を確認しましょう。
- 食品表示 110 番<sup>\*</sup>や保健所など関係機関への相談  
購入した食品の表示で、賞味期限が欠落した加工食品や産地のわからない生鮮食品など、不適正な表示が疑われる場合は、食品表示 110 番や保健所など関係機関へ相談しましょう。
  - ・食品表示 110 番
    - 近畿農政局 消費・安全部 表示・規格課 TEL 075-414-9026
    - 近畿農政局 大阪地域センター 消費・安全グループ TEL 06-6943-9691
    - 大阪府環境農林水産部流通対策室 食品表示グループ TEL 06-6210-9606
  - ・大阪府の食の専用相談窓口一覧  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/soudan-madoguti/soudanitiran.html>

## 事業目標

施策内容 (目標指標)	23 年度 現状	29 年度 目標
巡回点検店舗における 表示状況 (JAS 法) (概ね正しく表示されている店舗)	77.5%	90%

※権限移譲市分を含む。

## 第3章 2 健康被害の未然防止や拡大防止に関する施策の充実

### (1) 情報の収集及び調査研究

府は食の安全安心に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、食品の安全に関する様々な情報の収集及び分析や先行調査、試験研究を推進します。

#### ☆取組のポイント

監視指導や相談対応などを行う担当部署と公衆衛生研究所などの試験研究機関が、協力、連携して多様化する府民ニーズに対して効果的、効率的に対応します。



#### 府の取組ポイント

- ⑰ 食品関連事業者や府民からの食品相談の受付（食の安全推進課・保健所）  
保健所等の窓口で府民からの食中毒及び健康被害につながるおそれのある食品の苦情や相談を受理し、健康被害の未然防止や拡大防止に努めます。相談の受付は、来所や電話に限らず、インターネットを活用し、メール相談窓口による受付も行います。
- ⑱ 食中毒原因物質や化学物質などの食品への汚染実態調査（食の安全推進課・公衆衛生研究所）  
食品中のノロウイルスや、魚介類中の環境汚染物質など、規格の定められていない有害物質等について、実態把握のために検査を実施し、今後の対策検討、監視指導への反映に努めます。
- ⑲ 食の安全安心を守る研究の推進（公衆衛生研究所）  
食品の放射性物質の検査要望に応え、府民の食の安全安心を守るため、迅速に大量の検体を処理できる検査体制を確立します。  
また、食品から効率よくノロウイルスを検出する方法の考案や、食中毒患者糞便からクドア\*遺伝子を検出する方法の開発などの研究を行い、食中毒の原因究明や食中毒予防対策への貢献を目指します。

## 事業者の取組ポイント

- 府をはじめ行政機関からの最新情報を収集し、必要に応じ、食の安全性の確保のための対策を行きましょう。また、消費者からの相談窓口を設けるなど、様々な方面からの情報の収集に努めましょう。

## 府民の取組ポイント

- 食品による健康被害やそのおそれのある食品があれば、保健所や食品関連事業者へ相談しましょう。なお、健康被害があった場合には、必ず医療機関を受診しましょう。

## 事業目標

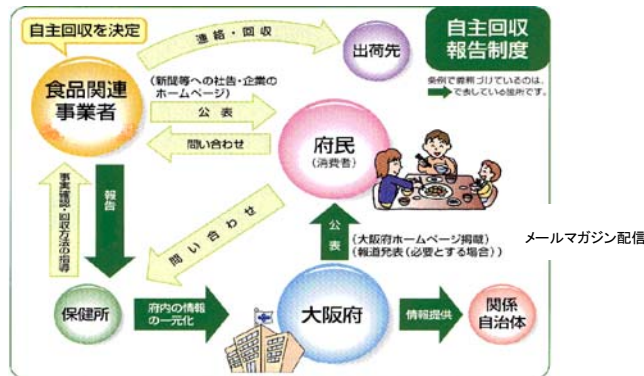
施策内容 (目標指標)	23年度 現状	29年度 目標
放射性物質の検査体制の整備 (検査実施数)	400 検体 (H24 年度見込み)	500 検体/年

## (2) 自主回収報告制度

食品関連事業者は自らが食品等の不備を把握し自主的に回収するなど、健康被害の拡大防止に努める必要があります。府はその情報を公表することで、回収情報を迅速かつ的確に府民に伝え、食品関連事業者の回収の円滑化を図ります。

### ☆取組のポイント

府は府内の食品関連事業者から自主回収に係る報告を受け、府民へ公表します。



### 府の取組ポイント

#### ⑩ 自主回収報告制度（食の安全推進課・保健所）

条例第 20 条及び第 21 条に基づき、食品関連事業者から自主回収の着手と終了について報告を受けます。府は自主回収が円滑に行われるよう食品関連事業者を指導するとともに、府民へ自主回収の情報をホームページ及び食の安全安心メールマガジンで提供します。

### 事業者の取組ポイント

- **製品の回収等の迅速な措置を行うための体制整備**  
製品の回収マニュアルを作成するなど、食品事故や製品不良の発生時に、迅速な回収及び公表ができるように努めましょう。
- **効果的な回収情報の公表**  
回収を促進するには、いかに購入した消費者に回収情報を伝えるかが重要です。条例に基づき、府から府民向けに回収情報が公表されますが、事業者においても販売状況に応じて、社告や店頭ポップ表示など効果的な情報提供を行いましょう。

### 府民の取組ポイント

- 府や食品関連事業者からの情報をもとに、回収対象の食品が手元にある場合は、回収先に連絡しましょう。

大阪府内の自主回収情報：<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/jisyukaisyu/index.html>

### (3) 緊急時に迅速に対応できる体制の確保

府の重要な責務として、食品による健康に重大な危害を及ぼす事態を可能な限り未然に防ぐとともに、健康被害が発生した場合、府民の生命、健康の保護を第一に考え、迅速かつ適切に対処する必要があります。このため、食の安全安心を脅かす事態に備え、危機発生時における連絡体制や対応マニュアルの整備、マニュアルに基づく訓練等を実施します。

食の安全に係る危機事象では、関係部局や機関が広範になることも予想されるため、平常時から部局間の連携はもとより、関係機関等との連携、協力体制の確保に努め、緊急時に備えます。

#### ☆取組のポイント

緊急時に迅速な対応ができるよう、危機管理体制を確保します。また、対応マニュアルの周知や対応訓練を行うとともに、必要に応じて体制の見直しを行います。



#### 府の取組ポイント

##### ⑴ 食中毒発生時の調査体制について（食の安全推進課・保健所）

「大阪府食中毒対策要綱」により、食中毒対応の体制について、また「大阪府食中毒処理要領」及び「大阪府食中毒調査マニュアル」により、食中毒発生時の処理手順について規定し、平常時における準備等を行うなど、危機発生時には円滑で的確な食中毒調査の実施を目指します。

##### ⑵ 健康食品等による健康被害相談について（食の安全推進課・薬務課・保健所）

府民、医療機関等からのいわゆる健康食品・無承認無許可医薬品による健康被害相談に迅速に対応し、健康被害の拡大を防止します。

⑳ 貝毒対策について（緊急時の対応）（食の安全推進課・水産課・保健所・公衆衛生研究所・地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所）

貝毒を蓄積させる恐れのあるプランクトンが発生した場合や、二枚貝等に貝毒の蓄積が認められた場合における情報の収集及び伝達体制を定め、円滑に対応し、健康被害の発生を防ぎます。

㉑ BSE発生時の体制について（食の安全推進課）

BSE検査により、と畜場内での発生が確認された場合、「BSE発生時の措置マニュアル」に基づき迅速に関係機関へ連絡し、と畜場内の消毒等衛生対策を講じます。

平成23年度末までに、大阪府域でのBSE発生はありません。また、年度毎に連絡体制の見直しを行います。

㉒ 鳥インフルエンザ、豚インフルエンザ発生時の対応について（食の安全推進課）

鳥インフルエンザや豚インフルエンザの発生が確認された場合、畜産部局をはじめ関係機関とともに、風評被害の予防対策を含め迅速な対応を行います。鳥インフルエンザについては、必要に応じて「大規模食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル※」の改正を行い、マニュアルに基づき畜産部局と連携して、緊急発生時に備えます。

㉓ 大阪府食の安全安心推進委員会の開催について（食の安全推進課・関係室課）

健康危機管理事象が発生した場合、府は、知事を委員長とし、庁内関係各部長等からなる委員会を開催し、対応を検討します。

**事業者の取組ポイント**

- 緊急時の対応が迅速にできるよう、危機管理マニュアルや緊急時の連絡先一覧等を作成し、研修や訓練に努めましょう。

**府民の取組ポイント**

- 最寄りの医療機関や保健所など、緊急時の連絡先を確認しておきましょう。

- ・大阪府保健所所在地一覧

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/hokensyo/syozaichi.html>



## (4) 健康被害の拡大防止のための情報の公表

食品を原因とする健康被害の発生が疑われる場合、府及び食品関連事業者は、原因究明とともに速やかに情報を公表することで、健康被害の拡大防止を図ることが必要です。

### ☆取組のポイント

食品によるものと疑われる重大な健康被害が発生した場合、調査の結果、当該食品によるものである蓋然性が高く、かつ、健康被害が拡大するおそれのある時、その情報を積極的に公表するとともに、情報提供のあり方が風評被害を生じさせないなど適切なものとなるよう専門家の助言を得るしくみを確保します。



### 府の取組ポイント

#### ⑳ 健康被害の拡大防止のための情報の公表（食の安全推進課）

条例第19条に基づき、飲食に起因する衛生上の健康被害発生の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報提供を行います。

### 事業者の取組ポイント

- 食品による健康被害が疑われる重大事故が発生した場合には、速やかに保健所へ報告するとともに、消費者の健康保護を第一に考え、因果関係が不明な場合においても、自主的な公表や製品の回収により健康被害の拡大防止に努めましょう。また、状況に応じて営業を自粛する等の対応を行いましょう。

### 府民の取組ポイント

- 府が発信する食の安全安心メールマガジンの登録や、講習会などへの積極的な参加により、食品の安全性に関する情報を入手しましょう。

## 第3章 3 情報の提供の促進

### (1) リスクコミュニケーションの促進

食品の安全性確保のためには、そのリスクを科学的に分析し、行政や事業者自らがリスク管理を行っていく必要があります。さらに、食品の信頼性確保のためには、行政や事業者、府民のそれぞれが情報を共有し、意見交換を行うことが重要です。

#### ☆取組のポイント

生産から消費に至る各段階での情報が、行政、食品関連事業者、府民、学識経験者で共有できるよう、意見交換、情報交換を行う機会の提供など、府として必要な取組を行うとともに、情報の共有化を通じて、消費者としての府民と事業者との意見を府の施策に積極的に反映させます。



行政・食品関連事業者・府民・学識経験者の意見交換

#### 府の取組ポイント

##### ⑳ 食品衛生監視指導計画の策定・変更・実施状況の公表（食の安全推進課）

食品衛生監視指導計画の策定にあたっては、保健所等の監視指導や相談業務の中で寄せられる食品等事業者及び府民からの意見や要望を参考に原案を作成します。さらに、案の段階で、趣旨や概要をできるだけ分かりやすく公表し、広く府民の意見を聴取し、食品衛生施策への府民参加を促進します。

年度途中で食品を取り巻く環境に著しい変化が生じた場合には、同様の手順により、必要に応じて監視指導計画を見直します。

当年度の食品衛生監視指導計画の実施状況については、次年度6月末までにホームページで公表します。

また、夏期及び年末一斉取締り等の実施状況、年度途中の試験検査の結果等については、結果がまとまり次第、逐次公表します。

- ・大阪府における食品衛生監視指導と検査の情報

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/kanshikeikaku/index.html>

②9 府民ニーズの把握（食の安全推進課）

「食の安全安心」についてのアンケート（意識調査）には、インターネットを活用した「おおさかQネット」や消費者や事業者向けイベントでの調査などがあります。これらアンケートなどを活用することにより、府民ニーズの把握に努めます。

③0 シンポジウム、セミナー等によるリスクコミュニケーションの実施（食の安全推進課）

食の安全安心に関するリスクコミュニケーションを実施するとともに、シンポジウムの開催など各種の啓発活動を行います。

③1 消費者研究発表大会（消費生活センター）

消費者団体が日常行っている消費者問題についての調査研究や実践活動の成果を発表する場を設けます。

事業者の取組ポイント

- 府民向けの工場見学の受け入れなど、府民との交流を積極的に図りましょう。

府民の取組ポイント

- 食品のリスクコミュニケーション等へ積極的に参加し、食の安全安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食の安全安心に関する施策に対して、パブリックコメント等の意見募集の機会を活用し、積極的に意見を表明しましょう。

事業目標

施策内容 （目標指標）	23年度 現状	29年度 目標
リスクコミュニケーションの実施 （セミナー・シンポジウム等の実施回数）	9回	10回

## (2) 正しく分かりやすい情報の提供

食の安全安心の確保の取組を進めるうえで、行政、食品関連事業者、府民が食に関する情報を共有することは極めて重要です。特に、健康への悪影響の未然防止において、情報の果たす役割は大きいものがあります。

### ☆取組のポイント

府は、新しい情報の収集に努めるとともに、特に、府民の健康への悪影響を未然に防止するための有益な情報の収集や整理、分析等を行い、府民や食品関連事業者に対し、ホームページなどを活用して積極的に情報提供を行います。

また、行政機関、研究機関、食品関連事業者からの情報や監視指導結果、各種の調査結果などの行政の情報も含めた幅広い情報を府民に分かりやすく提供します。



講演会・資料提供・メールマガジンなど

### 府の取組ポイント

#### ③② 大阪府ホームページ及び食の安全安心メールマガジンによる情報提供（食の安全推進課・関係室課）

大阪府ホームページ及びメールマガジンにより、緊急情報や自主回収情報など、食の安全安心に関するタイムリーな情報を府民に提供します。また、メールマガジンの登録者の拡大を図り、より多くの府民に必要な情報を提供できるように努めます。

#### ③③ 府民への情報提供等（食の安全推進課・保健所）

(ア) 家庭での食中毒防止や消費者としての衛生知識の向上に向けて、講習会等を開催します。

(イ) 食品等による危害発生防止のため、報道機関への情報提供を行うとともに、ホームページや広報紙などにより、迅速かつ的確な情報提供を行います。また、適宜、府民、食品関連事業者との意見交換会を行います。

(ウ) 食中毒予防啓発キャンペーンを関係団体と連携して行います。

#### ③④ 自主回収情報の公表（食の安全推進課）

保健所に報告された自主回収情報をホームページ及びメールマガジンにより情報提供するとともに、必要に応じて報道機関に情報提供を行います。

## ⑳ 違反の公表（食の安全推進課）

食品衛生上の危害の状況を明らかにし、食品による健康危害の拡大防止及び再発防止を図るため、食品衛生関係法令または法令に基づく処分に違反した者の名称等を公表します。

## ㉑ 食の安全安心情報の発信（公衆衛生研究所）

府立公衆衛生研究所では引き続き、外部から見学者を受け入れ、食中毒予防啓発等の情報提供を行うとともに、公衛研ニュース、メールマガジン「かわら版@iph」及びホームページにより、食品衛生を含めた幅広いテーマを府民にわかりやすく情報提供します。また、府民を対象とした公開セミナーを大阪市と共同で開催するとともに、食に関するイベント等における食の安全セミナーへも積極的に参加します。

## 事業者の取組ポイント

- 食の安全性を確保するための自主的な取組を行うとともに、取組内容を府民へ伝えることで、府民の食への不安の解消を図りましょう。  
また、自ら生産又は製造等を行った食品の安全性や品質等に関して、ホームページなどを活用し、府民への情報提供に努めましょう。

## 府民の取組ポイント

- 府のホームページやメールマガジンなどを利用することで、よりタイムリーな情報を入手しましょう。国や府などの行政機関からの情報など、食の安全安心に関する施策や取組に関する情報の入手に努め、食に関する様々な情報が氾濫する中で、正しい情報を選択できる知識を身につけましょう。

## 事業目標

施策内容 (目標指標)	23年度 現状	29年度 目標
大阪府食の安全安心メールマガジン (登録者数)	4,500名	10,000名
公開セミナーの開催 (開催回数、参加者数)	1回(130名)	2回(300名)

### (3) 知識の普及啓発等

地産地消や食育の推進など、府民が生産や加工、流通等の現場を学ぶことなどによって、府民と食品関連事業者の互いの信頼関係の構築が進み、府民の食への不安が解消されます。

#### ☆取組のポイント

事業者や府民が自らの責務や役割を果たせるよう、府は、食の安全安心の確保に関する学習の機会の提供など、必要な取組を行います。



#### 府の取組ポイント

##### ⑳ 食品衛生講習会の実施など（食の安全推進課・保健所・関係室課）

食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を図るため、府民及び食品関係業者・従事者等に対し、関係部局と連携しながら食品衛生講習会等を実施します。

##### ㉑ 条例の普及啓発（食の安全推進課・保健所）

条例の普及啓発は、府民、食品関連事業者及び行政がその意義を理解し自らの取り組みを促進し、条例の認知が今後の食の安全確保と府民の食の信頼回復につながるものと期待されます。

現在、府が有する次の情報発信方法や機会を積極的に活用し、普及啓発に努めます。

①府政だより等広報紙、②テレビ等マスメディア、③ホームページ、④パンフレット等印刷物、⑤講習会や食品衛生キャンペーン、⑥その他

##### ㉒ 行政、企業等の主催イベントへの参画（食の安全推進課）

府民や食品関連事業者への情報提供の機会として、行政や企業等の主催イベントへ参画し、イベントの対象者に応じた啓発を行っていきます。

- ・事業者向け：NOODLE WORLD KANSAI、フードテックなど
- ・消費者向け：食育フェスタ、アクティブシニア、浄水場イベントなど

#### ④0 第2次大阪府食育推進計画に基づく食育の推進（健康づくり課・関係室課）

府では、「大阪の歴史・伝統を活かし、府民一人ひとりが自らの意思で食育に取り組むとともに、府民が実践する食育を地域、教育機関、生産者、食品関連事業者など各団体等が支援し、食育を府民運動として推進すること」を基本方針として策定した、大阪府食育推進計画に基づき、食育のための施策を実施します。

主な取組みは次のとおりです。

##### ア 健康分野

(ア) 食育の推進（野菜ハバリ朝食刊刊「野菜あと100g、朝食で野菜をとろう！」）  
（健康づくり課）

若年期から正しい生活習慣を身につけ生活習慣病を予防することが重要であるため、新たに高校生・大学生等を対象とした取組を実施するとともに、学校での食育が定着するよう指導者を対象とした研修会等を行います。また、食育を府民運動としてより一層推進するため、産学官民が連携した取組を引き続き行います。

(イ) 食育の実践につながる情報提供（健康づくり課）

ホームページ「おおさか食育通信」をより一層充実させ、最新の情報を提供するとともに、府民と食育に取り組んでいる関係者等との情報交換の場とします。また、食育マガジン、食育メールマガジン等により、府民が参加できるイベント情報等、関心から実践につなげるための情報を積極的に発信します。

##### イ 生産分野

(ア) 中央卸売市場のしごと体験学習の実施（流通対策室）

食育の推進及び市場の活性化を図るため、指定管理者が実施する仕事体験学習の支援を行います。

(イ) 食農教育の推進（農政室）

地産地消の推進等に向け、市町村や学校等が実施する食農教育活動に対し、指導助言及び情報提供等を行います。

##### ウ 教育・保育分野

(ア) 学校等における食育の推進（保健体育課・小中学校課・子育て支援課）

学校（小・中学校）においては、子どもたちに望ましい食習慣を形成するため、食に関する指導の全体計画を策定するとともに、校内組織を充実させ、学校教育活動全体で食育に取り組むなど、組織的・計画的な食育の推進を図ります。

また、学校給食の充実のため、学校給食の指導・衛生管理等に関する研究協議会及び講習会を開催します。

保育所においては、乳幼児にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置づけるとともに、その評価及び改善に努めるなど、組織的・計画的な食育の推進を図ります。

## 事業者の取組ポイント

- ホームページや府民の集まるイベントなどを介して、生産現場や製造工程を紹介するなど、府民が生産から消費に至る知識が得られるように、積極的な情報発信に努めましょう。

## 府民の取組ポイント

- 食品衛生講習会や食育活動などに参加することで、食の安全安心の確保に関する基礎的な知識を学びましょう。

## 事業目標

施策内容 (目標指標)	23年度 現状	29年度 目標
食品衛生講習会等の実施 (講習会参加人数)	16,000名	20,000名



## 第3章 4 事業者の自主的な取組促進

### (1) 事業者への技術的支援

府は、生産段階における GAP 手法や家畜飼養現場における衛生管理の推進、食品製造・流通・販売段階での HACCP\*手法の導入など、食品関連事業者に対して、生産加工技術や自主衛生管理に関する行政情報の提供や助言等を行い、食品の安全確保に関する技術水準の向上を図ります。

#### ☆取組のポイント

府は、食品関連事業者向けの講習会や、生産加工現場での指導、助言を行います。また、事業者からの相談にも対応します。

イメージイラストを挿入

#### 府の取組ポイント

##### ④1 農薬安全使用講習会の実施（農政室）

農業者への農薬適正使用のための講習会を年に 1 回開催します。

##### ④2 養殖場等に対する魚類防疫に関する講習会の実施（水産課）

養殖魚介類の感染性疾病のまん延防止のため、養殖場等に対し、魚病講習会や水産用医薬品適正使用講習会を年に 3 回開催します。

##### ④3 HACCP手法を用いた自主衛生管理の助言、指導（食の安全推進課）

HACCP手法を取り入れた衛生管理手法の普及を図ります。また、総合衛生管理製造過程の承認を取得しようとしている食品関連事業者に対して助言、指導を行います。

##### ④4 食品衛生指導員制度への支援（食の安全推進課）

食品関連事業者団体が実施する食品衛生指導員制度を推進し、指導員による巡回指導を活用し、事業者自らが地域における食品衛生を向上できるよう、指導員に対する講習会の開催に協力します。

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

## 府関連施設（地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所）の取組ポイント

- ◎ 環境農林水産技術支援のためのセミナーの開催（環境農林水産総合研究所）  
環境農林水産分野における技術開発等の研究成果を普及するためにセミナーを開催します。
- ◎ 農林水産業、畜産業、農産加工等に係る技術相談等の対応（環境農林水産総合研究所）  
技術相談や指導、共同研究、依頼検査の実施等、環境農林水産分野における技術開発や支援を行います。
- ◎ 食品機能実験室の共同利用（環境農林水産研究所）  
農や食に関わる府民、団体、事業者等が「食とみどり技術センター」内の実験室を共同利用することにより、センターで開発された技術を広く普及します。

## 事業者の取組ポイント

- GAP や HACCP 等の考え方を取り入れた自主衛生管理手法を導入しましょう。
- 食品の安全性確保のため行政の技術支援を活用しましょう。

## ※事業者団体の取組例

公益社団法人消費者関連専門家会議（ACAP）※による食品相談受付及び事業者間の情報共有

ACAP は、お客様相談室など企業の消費者関連部門の責任者、担当者等で組織する消費者庁所管の公益社団法人で、消費者、行政、事業者相互の信頼の構築に向けて、次のような取組を行っています。

- ・事業者からの消費者対応や消費者啓発等に関する相談を受けています。
- ・企業の消費者対応の質的向上、企業と消費者のより良い関係を築くための研修を企画・実施しています。
- ・消費者関連問題や企業の消費者志向体制構築に資する課題を取り上げて様々な調査・研究を行い、会員企業のみならず広く社会へ向けて発信しています。

## (2) 事業者の自主衛生管理の推進

府は、食品関連事業者が行う自主的な取組みに対し、認証や顕彰等を行うことで、事業者の自主衛生管理の推進を図ります。

### ☆取組のポイント

府は、食の安全安心に取り組む食品関連事業者を支援するため、食品や施設の認証を推進するとともに、認証制度の普及を図ります。また、食の安全安心の確保に関し、特に優れた取組をした者の顕彰を行います。



### 府の取組ポイント

#### ④⑤ 大阪版食の安全安心認証制度の推進（食の安全推進課）

食品関連事業者による自主衛生管理やコンプライアンスの向上などの積極的な取組が、府民にわかりやすく見えるようにする対策として、「大阪版食の安全安心認証制度」を推進します。

この制度は、食の安全安心に関して積極的に取組んでいる施設（衛生管理、コンプライアンス及び危機管理に関する認証基準を一定水準以上満たす食品関連施設）を府が指定する第三者機関が認証するものです。認証された施設には認証マークが掲示されます。

#### ④⑥ 大阪エコ農産物認証制度の推進（農政室）

安心できる農産物を求める府民の声に応え、環境にやさしい農業に取り組む農業者を支援するため、「大阪エコ農産物認証制度」を推進します。

この制度は、農薬の使用回数、化学肥料（チッソ・リン酸）の使用量が府内の標準的な使用回数・量の半分以下になるよう府が基準を設定し、基準以下で栽培される農産物を大阪エコ農産物として府が認証するものです。認証された農産物は、認証マークを表示して販売されます。

## ④ 顕彰の実施（食の安全推進課）

衛生管理が一定水準以上の優良な施設及び地域の食品衛生活動に積極的な食品等事業者に対して、知事表彰や保健所長表彰を実施し、食品等事業者の衛生管理意識の高揚を図ります。

また、食の安全安心を推進する観点から、事業者や消費者の取組を広くとらえた顕彰を実施していきます。

## 事業者の取組ポイント

- 食品関連事業者は、府の認証等を活用し、自らの食の安全安心の確保に関する取組を府民に伝えることで、府民の食に対する信頼を向上させるよう努めましょう。

## 府民の取組ポイント

- 府や行政機関の認証に係る情報を入手し、食品関連事業者の取組を知るよう努めましょう。

## 事業目標

施策内容 (目標指標)	23年度 現状	29年度 目標
大阪版食の安全安心認証制度の推進 (認証施設数)	90	700
大阪工コ農産物認証制度の推進 (面積：ha)	487	559

## 第4章 各施策の取組体制

- 1 関係部局との連携
- 2 国や地方自治体との連携
- 3 人材の育成

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

## 第4章 1 関係部局との連携

### 大阪府食の安全安心推進委員会

府は、府民への安全安心な食品の提供を基本理念とし、生産から流通・消費に至る食の安全を確保し、施策の総合的かつ効果的な推進に資するため、知事を委員長とし、庁内関係各部長等からなる大阪府食の安全安心推進委員会を設置し、

- (1) 食に関わる相談・情報提供に関すること
- (2) 食に関わる健康危機管理に関すること
- (3) 食品表示に関わる監視指導體制に関すること
- (4) 食に関わる府民の意見聴取及びその反映に関すること
- (5) その他必要と認められる事項

を検討します。

また、委員会には幹事会を設け、幹事会には必要に応じてプロジェクトチームを置き、実行プランを具体化します。

さらに、中国産冷凍食品への農薬混入の事件を受けて、平成20年度に委員会に設置した情報連絡会において、緊急時における情報の共有を図ります。

## 第4章 2 国や地方自治体との連携

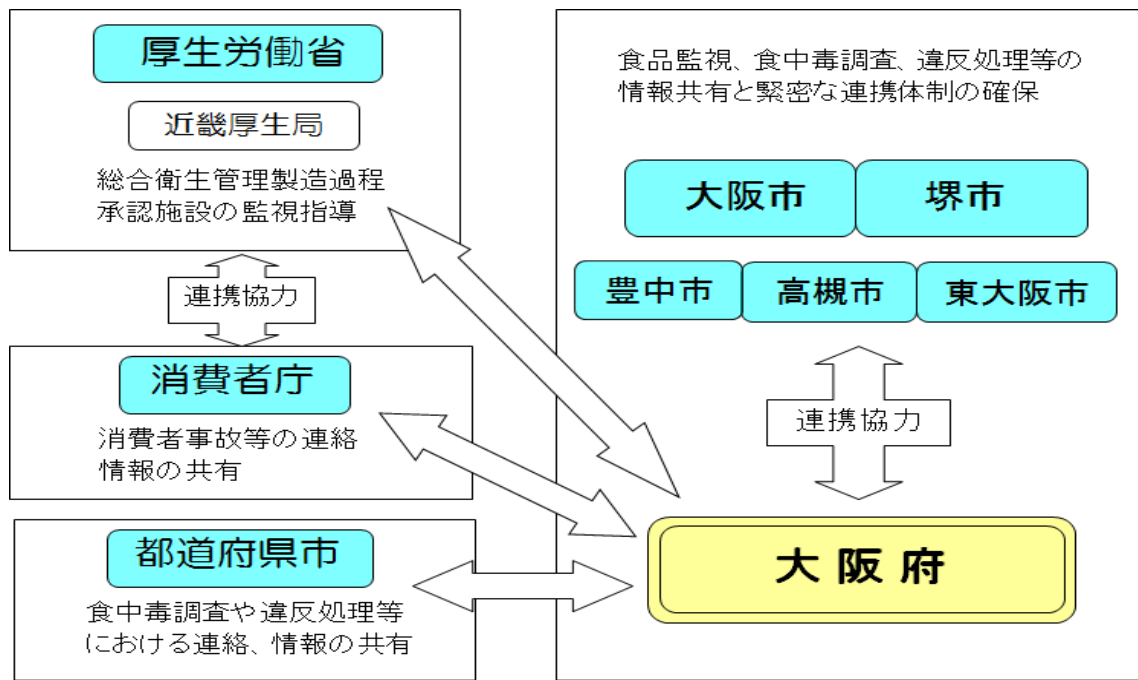
### 食品衛生関係

府は、国（厚生労働省及び近畿地方厚生局並びに消費者庁）との連携及び国への働きかけのもと、

- (1) 大規模な食中毒発生時や広域流通食品、輸入食品の違反発見時などの全国レベルでの対応が必要な事例においては、緊密な連絡調整や情報交換のもと連携して対応します。
- (2) 総合衛生管理製造過程承認施設に対し、近畿厚生局と連携して立ち入るなど、施設の衛生確保に努めます。
- (3) 厚生労働省に対し、食の安全安心確保に係る提言や要望を行います。

また、他の都道府県にまたがる広域的な食中毒事件や違反食品等の発見時においては、他都道府県等食品関係部局との緊密な連携のもと適切に対応します。

さらに、府から独立して食品衛生行政を所管する保健所設置市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、東大阪市）との間で設置した「大阪府域自治体食品衛生主管課長連絡会」の開催など食品衛生に関する情報の交換や連携を図り、「オール大阪」としての取り組みを強化します。



加えて、全国の自治体連携を目的とした「全国食品安全自治ネットワーク」への参加や、近畿地域における連携を目的とした「近畿府県市食品・乳肉衛生担当係長会議」や「近畿地域食の安全安心行政推進連絡会議」への参加、瀬戸内沿岸食中毒予防対策を目的とした「瀬戸内海沿岸観光府県市食中毒対策協議会」への参加などを通して、平常時及び緊急時における連絡体制を確保するとともに、食の安全安心の確保に関する情報共有及び意見交換を行います。

## 表示行政関係

食品偽装等違反により、府民の食の安全及び信頼を大きく損なっていること等を踏まえて、大阪府内の関係機関等で構成する「大阪食品表示監視協議会」（平成 20 年度設置）で、大阪府内の不適正な食品表示等に関する情報が寄せられた場合に、情報共有、意見交換を行い、関係機関が連携して、迅速に問題のある食品関連事業者への処分等、必要な対応を行います。

### 構成員

- ・大阪府（食の安全推進課・流通対策室・消費生活センター）
- ・大阪府警察本部
- ・大阪市、堺市、豊中市、高槻市、東大阪市
- ・近畿農政局大阪地域センター
- ・独立行政法人農林水産消費安全技術センター（神戸センター）

## 第4章 3 人材の育成

### 食の安全安心の施策を推進する人材の計画的な育成

府は、食品衛生監視員をはじめとする食の安全安心に係わる人材の育成のために、最新の知識や専門的な技術などに関する講習会や研修等を実施します。さらに、関係機関で開催される研修会等への派遣を行うなど、職員の資質の向上を図り、食品安全に関する課題に適切に対応できる体制を確保します。



## 第5章 資料等

- 1 大阪府食の安全安心推進条例
- 2 食の安全安心に関するアンケート実施結果概要について
- 3 食に関する危機管理関係マニュアル一覧
- 4 用語説明

# 1 大阪府食の安全安心推進条例

平成十九年三月十六日  
大阪府条例第七号

大阪府食の安全安心推進条例をここに公布する。

## 大阪府食の安全安心推進条例

### 目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 食の安全安心の確保に関する施策(第八条—第十八条)
- 第三章 健康被害の防止等に関する施策(第十九条—第二十二条)
- 第四章 雑則(第二十三条・第二十四条)

### 附則

安全で安心な食生活はすべての府民の願いであり、府民の健康を保護する上で極めて重要である。

私たちは、現在、国内外各地からの多様な食品により豊かな食生活を送っている。一方で、食品の安全性や表示への信頼性が損なわれる事案が相次いで発生したこと等により、食に係る不安や不信感が増大している。

大阪は、古くから「天下の台所」と呼ばれ、全国の農林水産物の流通拠点として、大きな役割を果たすとともに、独自の食文化を育んできた。食における誇りと伝統のある地域であることに加えて、近年、大規模な食中毒事件を経験したこともあいまって、府民の食の安全安心の確保への関心はかつてなく高まっている。

安全で安心な食生活は、生産技術の進歩や交易、流通の仕組み等の社会の変化と密接に関わっており、こうした食に関わる様々な分野の人々の協力によって初めて確保されるものである。府民の健康を守るため、府を始め、関係する機関及び団体、研究者、事業者、更には府民自らが、食に関わる様々な課題を十分認識し、それぞれの責務や役割を自覚し、共に協力して食の安全安心の確保に取り組むことを目指して、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、食の安全安心の確保に関し、基本理念を定め、府及び食品関連事業者の責務並びに府民の役割を明らかにするとともに、府の施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、及び食品による健康被害を防止し、もって現在及び将来の府民の健康の保護を図ることを目的とする。

### (定義)

- 第二条 この条例において「食の安全安心」とは、食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼をいう。
- 2 この条例において「食品」とは、全ての飲食物(医薬品(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品をいう。))及び医薬部外品(同条第二項に規定する医薬部外品をいう。))を除く。をいう。
- 3 この条例において「食品等」とは、食品並びに添加物(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第二項に規定する添加物をいう。)、器具(同条第四項に規定する器具をいう。)、容器包装(同条第五項に規定する容器包装をいう。))及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。
- 4 この条例において「生産資材」とは、農林漁業において使用される肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他の食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある資材をいう。
- 5 この条例において「食品関連事業者」とは、府の区域内において食品等又は生産資材の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。
- 6 この条例において「特定事業者」とは、次に掲げる者及び団体であって、府の区域内に事業所又は事務所を有するものをいう。
- 一 食品等を生産し、又は輸入することを営む者

- 二 食品等を販売することを営む者であって、規則で定めるもの
- 三 第一号に掲げる者により構成される団体

(基本理念)

第三条 食の安全安心の確保は、府民の健康の保護が最も重要であるという認識の下で、必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安全安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、府民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

3 食の安全安心の確保は、食品等及び生産資材の安全性の確保に関する府、食品関連事業者、府民、有識者並びに関係する機関及び団体の相互間の情報及び意見の交換(以下「リスクコミュニケーション」という。)を促進することにより、行われなければならない。

4 食の安全安心の確保は、府、食品関連事業者及び府民の相互理解と協力の下に行われなければならない。

(府の責務)

第四条 府は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食の安全安心の確保に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 府は、前項の施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と相互に連携及び協力するものとする。

(食品関連事業者の責務)

第五条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、自らが食品等及び生産資材の安全安心の確保について第一義的責任を有していることを認識し、関係法令を遵守して事業活動を行う責務を有する。

2 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る食品等及び生産資材に関する正確かつ適切な情報を積極的に提供しよう努めなければならない。

3 食品関連事業者は、前二項に定めるもののほか、府が実施する食の安全安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(府民の役割)

第六条 府民は、食の安全安心の確保に関する知識と理解を深めるよう努めるものとする。

2 府民は、食の安全安心の確保に関する施策について、意見を表明するよう努めることによって、食の安全安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

3 府民は、府が実施する食の安全安心の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(環境に及ぼす影響への配慮)

第七条 府、食品関連事業者及び府民は、食の安全安心の確保に関する取組を推進するに当たっては、当該取組が環境に及ぼす影響について配慮するものとする。

## 第二章 食の安全安心の確保に関する施策

(食の安全安心推進計画の策定)

第八条 知事は、次に掲げる事項を定めた食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「食の安全安心推進計画」という。)を策定するものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき食の安全安心の確保に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2 知事は、食の安全安心推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、大阪府食の安全安心推進協議会の意見を聴くとともに、府民の意見を反映するための適切な措置を講ずるものとする。

3 知事は、食の安全安心推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、食の安全安心推進計画の変更について準用する。

(監視、指導等)

第九条 府は、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食品等の安全性を確保するため、監視、指導その他の法令及び条例に基づく必要な措置を講ずるものとする。

(リスクコミュニケーションの促進)

第十条 府は、リスクコミュニケーションの促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時の体制の整備)

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

第十一条 府は、食品による人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究等の推進)

第十二条 府は、食品等の安全性の確保に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究及び技術開発を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第十三条 府は、食品等の安全性に関する最新の情報を収集し、整理、分析等を行い、府民及び食品関連事業者に提供するものとする。

(表示の適正化の推進)

第十四条 府は、食品等の表示が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品等の表示に係る制度の普及及び啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(知識の普及啓発等)

第十五条 府は、府民に対し、食の安全安心の確保に関する知識の普及及び啓発に努めるとともに、食育の推進を通じて、食の安全安心の確保に関する意識の向上を図るものとする。

(食品関連事業者の取組の支援)

第十六条 府は、食品関連事業者の食の安全安心の確保に関する自主的な取組を促進するため、情報の提供、助言、認証その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第十七条 知事は、毎年度、食の安全安心の確保に関する施策の実施状況について、その概要を公表しなければならない。

(顕彰の実施)

第十八条 知事は、食の安全安心の確保に関し、特に優れた取組をした者の顕彰に努めるものとする。

### 第三章 健康被害の防止等に関する施策

(健康被害の拡大防止のための情報の公表)

第十九条 知事は、府の区域内で食品によるものと疑われる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、食品衛生法に基づく報告の徴収、検査、調査等の結果、当該重大な被害が当該食品によるものである蓋然性が高く、かつ、拡大するおそれがあると認めるときは、必要に応じ専門家の意見を聴いた上で、速やかにその旨を公表するものとする。

(自主回収の報告)

第二十条 特定事業者は、その生産し、輸入し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該食品等が食品衛生法の規定に違反し、又は違反する疑いがあるとき(同法第十九条第二項の規定に違反し、又は違反する疑いがあるとき(規則で定めるときを除く。))を除く。)は、速やかにその旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

2 特定事業者(第二条第六項第二号に掲げる者を除く。)のうち、自ら生産し、又は輸入した食品等を当該生産し、又は輸入した事業所、事務所その他その業務を行う場所において、他の者を経ることなく直接府民に販売することを主として営む者については、前項の規定は、適用しない。

3 特定事業者が自主的な回収に着手した食品等が、次の各号のいずれかに該当する場合については、第一項の規定は、適用しない。

一 府の区域内に流通していないことが明らかな場合

二 府民に販売されていないことが明らかな場合

(回収の報告に係る指導等)

第二十一条 知事は、前条第一項の規定による報告に係る回収の措置が、人の健康に係る被害の発生又はその拡大を防止する上で適切でないとき認めるときは、当該報告を行った特定事業者に対し、回収の措置の変更に係る指導その他の必要な指導を行うことができる。

2 知事は、前条第一項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告に係る食品等が流通する地域を管轄する地方公共団体の長に当該報告に係る情報を提供するものとする。

3 前条第一項の規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかに

その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

4 知事は、前条第一項又は前項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告の内容を公表するものとする。

5 知事は、前条第一項の規定による報告に係る回収が行われた食品等が府の区域内に存在する場合にあっては、当該食品等に係る措置について指導することができる。

(平一九条例七八・一部改正)

(農林水産物の生産過程での法令の遵守)

第二十二條 知事は、府の区域内に流通している農林水産物について、その生産過程において適用される法令に違反し、又は違反する疑いがあることが判明した場合には、当該農林水産物の生産地を管轄する地方公共団体の長に対し、同様の事象の再発を防止するために必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

#### 第四章 雑則

(事務処理の特例)

第二十三條 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて大阪市、堺市、豊中市、高槻市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。

一 第二十条第一項の規定による報告の受理に関する事務

二 第二十一条第一項の指導に関する事務

三 第二十一条第二項の規定による情報の提供に関する事務

四 第二十一条第三項の規定による報告の受理に関する事務

五 第二十一条第五項の規定による指導に関する事務

(平一九条例七八・追加)

(規則への委任)

第二十四條 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一九条例七八・旧第二十三条繰下)

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第十九条の規定は同年十一月一日から、第二十条及び第二十一条の規定は平成二十年四月一日から施行する。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

2 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

大阪府食の安全安心推進協議会	大阪府食の安全安心推進条例（平成十九年大阪府条例第七号）第八条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項その他食の安全安心の確保についての重要事項の調査審議に関する事務
----------------	--

附 則（平成一九年条例第七八号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年条例第四十二号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

1 現状と課題

## 2 食の安全安心に関するアンケート実施結果概要について

(平成 24 年度実施予定)

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

### 3-1 食に関する危機管理マニュアル一覧

部局名	所管課	No.	マニュアル名	関係室課（庁内）														府民文化 部 教育委員 会 「大阪府 食の安全 安心推進 委員会」以 外の関係 室課				
				健康医療部				環境農林水 産部				福祉部				府民 文化 部	教育 委員 会					
				健康 医療 総務 課	医 療 対 策 課	地 域 保 健 感 染 症 課	薬 務 課	食 の 安 全 推 進 課	環 境 衛 生 課	農 政 室 推 進 課	流 通 対 策 室	水 産 課	動 物 愛 護 畜 産 課	地 域 福 祉 推 進 室	障 が い 福 祉 室	高 齢 介 護 室	子 ど も 室		私 学 ・ 大 学 課	保 健 体 育 課		
健康医療部	健康医療総務課	1	大阪府健康危機管理基本指針	◎	○	○	○	○	○												府警察	
	食の安全推進課	2	大阪府食中毒対策要綱	○	○	○	○	◎	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	府警察
			大阪府食中毒対策要綱別表																			
	食の安全推進課	3	食の安全安心推進条例第19条にかかる運用指針	○				◎														
	食の安全推進課・薬務課	4	健康食品等による健康被害相談の処理手順（処理フロー）					◎	◎													
環境衛生課	5	大阪府飲料水健康危機管理実施要領			○			◎														
環境農林水産部	農政室推進課	6	農薬の不適正な販売・使用発生時における対応マニュアル					○	○		◎	○										
	水産課	7	有害プランクトン対策マニュアル						○			○	◎									

- 1 現状と課題
- 2 基本理念
- 3 基本施策
  - 1 生産から消費
  - 2 健康被害防止
  - 3 情報の提供
  - 4 事業者支援
- 4 取組体制
- 5 付属資料

### 3-2 食に関する危機管理マニュアルの目的

#### (1) 大阪府健康危機管理基本指針（健康医療部健康医療総務課）

この指針は、有害物質（毒物、劇物等、身体に障害を及ぼす化学物質をいう。）、食中毒、感染症、医薬品、飲料水その他の原因により府民に健康被害が発生した場合に、被害者の救助と被害の拡大を防止するために必要な事項を定める。

#### (2) 大阪府食中毒対策要綱 大阪府食中毒対策要綱別表（健康医療部食の安全推進課）

本要綱は、本府において食中毒（その疑いを含む。以下同じ。）事件発生時に、迅速かつ的確に事件の原因を追求し、原因となった食品や発生の機序を排除するとともに、有症者への医療対策や必要に応じた対策本部の設置等適切な措置を講じ、もって衛生上の危害の拡大を防止することを目的とする。

#### (3) 食の安全安心推進条例第 19 条にかかる運用指針（健康医療部食の安全推進課）

本運用指針は、大阪府食の安全推進対策専門委員会の意見を踏まえ、これから経験するかもしれない飲食に起因する衛生上の健康被害発生の拡大を防止するため、迅速かつ適正な情報提供を行うため作成したものである。

#### (4) 健康食品等による健康被害相談の処理（処理フロー）（健康医療部食の安全推進課・薬務課）

住民、医療機関等からの健康食品等（無承認無許可医薬品を含む。）による健康被害相談を迅速に処理し、健康被害の拡大を防止するため定める。

#### (5) 大阪府飲料水健康危機管理実施要領（健康医療部環境衛生課）

飲料水を原因とする健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理を適正に進めるため、必要な事項について定める。

#### (6) 農薬の不適正な販売・使用発生時における対応マニュアル（環境農林水産部農政室推進課）

このマニュアルは、(1)農薬の不適な販売、使用が明らかになった場合 (2)残留農薬の分析により不適正な農薬使用（疑惑を含む）が判明した場合 における情報伝達体制及びその対応手順等について定め、事案発生時に円滑に対応することを目的とする。

#### (7) 有害プランクトン対策マニュアル（環境農林水産部水産課）

このマニュアルは、大阪湾において、赤潮等による漁業被害を及ぼす恐れのあるプランクトン及び貝毒を蓄積させる恐れのあるプランクトンが発生した場合や、アサリ及び漁獲対象となっている二枚貝並びに二枚貝を捕食するイシガ二等に貝毒の蓄積が見られた場合における情報収集及び伝達体制を定め、円滑に対応することを目的とする。



### 3-3 その他の危機管理マニュアル

#### 1 大阪府高病原性鳥インフルエンザ防疫対策要領（環境農林水産部動物愛護畜産課）

家畜保健衛生所による立入検査等を通じた監視体制と養鶏農家自らが実施する発生予防対策（自衛防疫）の双方を強化するとともに、本病が発生した場合のそれぞれの防疫措置に係るマニュアルを作成し、関係者全員が本病防疫対策を十分認識し、迅速かつ的確な防疫対策を図るための要領。

#### 2 大規模食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル（健康医療部食の安全推進課）

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく大規模食鳥処理場における食鳥検査時の高病原性鳥インフルエンザに関する検査、スクリーニング検査陽性時の連絡体制等について定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

#### 3 BSE発生時の措置マニュアル（健康医療部食の安全推進課・環境農林水産部動物愛護畜産課）

2カ所の食肉衛生検査所において、BSEスクリーニング検査を実施しているが、陽性となった場合、迅速に対応できるよう関係機関への連絡体制を確立している。

また、生産農家が大阪府内であった場合の対応については動物愛護畜産課の「BSE検査陽性牛発生時の対応マニュアル」に基づいている。

#### 4 用語説明

用語	説明
アレルギー物質	<p>食物の摂取により、生体に障害を引き起こす反応のうち、体の免疫機能から、発疹等の症状が出現するものを食物アレルギーといいます。</p> <p>近年、このアレルギー物質を含む食品による健康被害が増加しています。そこで、2001年4月より、特定の食品に対してアレルギー症状を起こす人の健康被害の発生を防止する観点から、食物アレルギーを引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に患者数が多い食品、あるいは発症した際に症状が重篤な食品について、食品衛生法で表示を義務づけることになりました。</p> <p>現在、えび、かに、小麦、そば、卵、乳及び落花生計7品目の表示を義務付け、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご及びゼラチンの計18品目について表示を奨励しています。</p>
貝毒	<p>貝毒とは、主に二枚貝（ホタテガイやアサリなど）が、毒素を持った植物プランクトンを餌として食べることによって、体内に毒を蓄積させる現象のことをいいます。</p> <p>貝毒のうち、日本で問題となるのは、麻痺性貝毒と下痢性貝毒です。これらの毒成分は、熱に強く、加熱調理しても毒性は弱くなりません。</p> <p>貝毒は、餌となる植物プランクトン由来の毒素で、プランクトンが発生しなくなれば、二枚貝の体内の毒は、減少する特徴があります。</p>
GAP手法 (農業生産工程管理手法)	<p>GAP(Good Agricultural Practice)手法とは、安全な農産物生産はもとより、環境保全や経営改善等のため、農作業ごとに、適切な管理基準を作成し、その実践方法を示したものです。</p>
牛トレーサビリティ法	<p>2001年に国内初のBSE感染牛が発見されたのを契機に食の安全を守る方法として、2002年に「牛海綿状脳症対策特別措置法」が制定され、すべての国内牛に耳標を付け、生年月日や移動履歴を管理できるようにしました。</p> <p>さらに、2003年に「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(牛トレーサビリティ法)」が法制化され、2003年12月、生産からと畜まで、2004年12月、小売・販売・流通業者にも履歴情報の管理が適用されるようになりました。</p> <p>日本国内の牛は一頭ごとに「耳標」による個体識別番号を付けて「独立行政法人家畜改良センター」に登録されます。この番号を「個体識別番号」といい、この番号を使って、履歴(生年月日、性別、品種、移動などの情報)が調べられます。</p>
クドア	<p>クドアは魚の筋肉に寄生する寄生虫です。クドアの一種であるKudoa septempunctata(クドア セブテンプンクタータ)は、ヒラメに寄生することが知られており、クドアが寄生したヒラメの刺身を食べて、一過性の嘔吐や下痢が起きた食中毒事例が報告されています。</p>

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

健康増進法	我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的として施行された法律。
公益社団法人消費者関連専門家会議（ACAP）	ACAP（エイキャップ）は「The Association of Consumer Affairs Professionals」の略で、お客様相談室など企業・団体の消費者関連部門の責任者・担当者等で組織されています。1980年に設立されて以来、消費者・行政・事業者相互の信頼の構築に向けて、各種研修、調査、消費者啓発活動を行っています。
高病原性鳥インフルエンザ	鳥インフルエンザウイルスの感染により、鶏、あひる、七面鳥、うずら等（以下、家さん）に高い死亡率を示す疾病をいい、現在までに本病を引き起こしたウイルスは全てA型インフルエンザのH5またはH7亜型に限定されています。 家さんが感染すると、突然、死亡率が上昇し、高い場合には100%に達します。症状は、とさか・肉垂のチアノーゼ（紫色に変色）、出血、壊死、顔面の腫れ、脚部の皮下出血、産卵低下又は停止、神経症状（うずくまり、首曲がりなど）、呼吸器症状（咳など）、下痢などですが、急性死亡例ではこれらの症状が認められないことが多いです。
米トレーサビリティ法	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の略称。 問題が発生した場合などに、流通ルートを速やかに特定するため、米穀等の取引等の記録を作成・保存すること、産地情報を取引先や消費者に伝達することを義務付けるものです。
サーベイランス	問題の程度を知る、又は実態を知るために調査をすることをいいます。
飼養衛生管理基準	食品の安全性の確保のため、平成16年9月、家畜伝染病予防法に基づき制定された、家畜の所有者が遵守すべき衛生管理方法に関する基準のことです。
食品安全基本法	食品の安全性の確保に関し、「国民の健康の保護が最も重要である」という基本的認識のもとに、「食品供給行程の各段階における適切な措置」「国際的動向及び国民の意見に配慮しつつ、必要な措置が科学的知見に基づき講じられることによる国民の健康への悪影響の未然防止」を行うことを基本理念と定めるとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とした法律です。 また、内閣府食品安全委員会の設置根拠法令です。2003年5月23日に公布され、2003年7月1日に施行されました。

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

- 1 現状と課題
- 2 基本理念
- 3 基本施策
- 1 生産から消費
- 2 健康被害防止
- 3 情報の提供
- 4 事業者支援
- 4 取組体制
- 5 付属資料

食品衛生指導員制度	<p>食品衛生の向上と業界の発展を期するため組織された社団法人大阪食品衛生協会が食品業界の自主衛生管理の推進を図るため、その責任者として任命する者をいいます。協会が実施する研修を受講することが必要です。</p>
食品衛生法	<p>飲食を原因とする危害の発生を防止するとともに、国民の健康保護を図ることを目的とした法律です。この目的を達成するため食品、添加物等について規格や基準を設けて安全確保のための規制を行うとともに、これらが適正になされているかの確認のため、監視指導や食品の検査を実施しています。</p> <p>また、違反食品や食中毒発生時には、被害の拡大防止等のため、違反品の回収、廃棄や営業の禁止・停止等の処分が図られるよう規定されています。</p> <p>なお、都道府県等においては、食品衛生法に基づいて、営業施設についての施設基準や食品等事業者が守るべき衛生上の基準を設けています。</p>
食品表示 110 番	<p>農林水産省において、食品表示に対する消費者の関心が高まっていること及び食品の品質表示の一層の適正化を図る観点から、広く国民の皆様から食品の偽装表示や不審な食品表示に関する情報などを受けのために設置したホットラインのことをいいます。</p>
JAS法 (農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)	<p>食品衛生法とともに食品の表示を規制する法律で、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用又は消費の合理化を図ることと、適正表示によって一般消費者の選択に資することを目的に農林水産大臣が定めています。</p> <p>農林水産大臣が制定した日本農林規格 (Japanese Agricultural Standards : JAS) による格付検査に合格した製品に JAS マークを付けることを認める JAS 規格制度 (有機食品の検査、認証を含む) と、品質表示基準に従った表示を全ての飲食料品に義務づける品質表示基準制度の2つの制度から成ります。</p>
トレーサビリティ	<p>いつ、どこから入荷し、どこへ出荷したかを各事業者が個々に記録しておくことにより、物品がどこから来てどこへ行ったか「移動を把握できる」ようにしておくことです。</p> <p>食品の製造においては、食品関連事業者が、各自取り扱う商品 (食品) の移動に関する記録を作成・保存することによって、結果として、生産から小売まで、食品の移動の経路を把握することが可能となり、食品事故が発生した際の迅速な回収等に役立ちます。</p>
独立行政法人家畜改良センター	<p>日本における畜産の発展と国民の豊かな食生活に貢献することを使命とし、新技術を活用した家畜の育種改良、遺伝資源の保存、飼養管理技術の改善、優良な飼料作物種苗の供給による自給飼料の生産拡大に努めている法人です。また、種畜及び飼料作物種苗の検査、牛個体識別システムの確かな運営、遺伝子組換え生物に係る検査を通して、安全な畜産物の確保に努めるとともに、伝染性疾病や自然災害が発生した場合の緊急対応の実施により地域の畜産業の支援を行っています。これらの取組を通じ、畜産農家や消費者のニーズに応えるべく様々な業務を行っています。</p>

農薬管理指導士	<p>農薬取扱い等で一定以上の実務経験があり、府の講習を受講し、農薬の適正使用を指導できると府知事から認定された人のことをいいます。</p>
農薬取締法	<p>農薬の規格や製造・販売・使用等の規制を定める法律で、1948年に制定されました。</p> <p>農業生産の安定、国民の健康保護、生活環境の保全、農薬の品質の適正化とその安全・適正な使用の確保を図ることを目的として制定されており、そのために、農薬について登録制度を設けて、販売・使用の規制を行っています。</p> <p>例えば、農薬の製造業者や輸入業者は、農薬を販売する際に、容器に登録番号・内容量・使用上の注意事項・有効年月などの表示をしなくてはなりません。</p> <p>また、無登録農薬の製造・輸入・使用の禁止を含む、改正法が2003年より施行されています。</p>
HACCP	<p>「Hazard Analysis and Critical Control Point（危害分析重要管理点）」の略で「ハサップ」などと呼ばれています。宇宙食の安全性を確保するためにアメリカで開発された食品の衛生管理手法のことです。</p> <p>食品の製造工程全般を通じて危害の発生原因を分析し、重要管理事項を定め、一層の安全確保を図る科学的な管理手法で、世界的に優良な衛生管理基準と言われています。</p>
BSE	<p>Bovine Spongiform Encephalopathy（BSE：牛海綿状脳症）は、1986年に英国で初めて確認された牛の病気で、脳組織が空洞化し海綿状（スポンジ状）となります。</p> <p>感染すると2から8年の潜伏期間の後、発病し、運動失調などの神経症状を呈し、発病後2週間から6か月で死に至ります。</p> <p>この病気は、「異常プリオン蛋白質」が原因とされており、特定部位（脳、せき髄、眼及び小腸の一部）及び背骨の神経節に蓄積されます。</p> <p>これらの部位は、食肉処理時に適正に処理され、食用に供されることはありません。</p>
リスクコミュニケーション	<p>地域コミュニティを構成する関係者（市民・行政・企業など）がコミュニケーション（対話）を通じて、リスクに関する情報を信頼関係の中で共有し、リスクを低減していく試みのことです。</p> <p>リスクとは、私たちの健康や暮らしに影響を与えることから（地震や風水害などの自然災害、交通事故や産業事故などの人為的な災害、様々な疾病など）の危険性（危害の程度×発生確率）のことを言います</p>

- 1 現状と課題
- 2 基本理念
- 3 基本施策
  - 1 生産から消費
  - 2 健康被害防止
  - 3 情報の提供
  - 4 事業者支援
- 4 取組体制
- 5 付属資料